

第二十二回 参議院地方行政委員会會議録第十二号

昭和三十年六月二十一日(火曜日)午前
十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 小笠原二三男君
理事 伊能 芳雄君
石村 幸作君
小林 武治君
赤松 常子君

委員

伊能繁次郎君
西郷吉之助君
高橋進太郎君
安井 謙君
岸 良一君
島村 軍次君
秋山 長造君
中田 吉雄君
若木 勝藏君
松澤 兼人君
有馬 英二君
深川タマエ君

政府委員

警察庁長官 齋藤 昇君
警察庁刑事部長 中川 董治君
法務省人権 戸田 正直君
擁護局長 藤田 正直君
労働省婦人 藤田 正直君
少年局長 藤田 正直君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
会専門員 伊藤 清君
常任委員 伊藤 清君
会専門員 伊藤 清君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査の件
(人身売買の現状並びに取締状況に
ついて)

○銃砲刀剣類所持取締令等の一部を改
正する法律案(内閣提出)

○委員長(小笠原二三男君) 委員会を
開きます。

本日は、まず地方行政の改革に関する
調査中、警察行政に関する件といた
しまして、人身売買に関する現状並び
にその取締り状況について調査したい
と存じます。

政府側から出席の方は、警察庁長
官、中川刑事部長、戸田法務省人権
擁護局長、藤田労働省婦人少年局長が
見えられております。資料が手元に
出ておりますので、順次簡単な御説明
を願ったあとで、質疑を続けたいと存
じます。いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原二三男君) では、さ
よう取り計らいます。

まず警察庁の關係につきまして、齋
藤政府委員。

○政府委員(齋藤昇君) 人身売買の事
項は、社会情勢を反映いたしてであり
ましようが、警察といたしましては相
当取締りに力を入れておりますが、ど
うもあまり減少するようない傾向は見
えないのをきわめて遺憾に思っており
ます。警察といたしましては、あらゆる
機会、あらゆる情報をつかまえてまし
て、人身売買に關係があると考えられ

る事件はできるだけ力を入れて調べる
ことにいたしておりますのであります。昭
和二十九年中におきまして、被疑者と
して検挙いたしましたものは五千五百
十一名でございます。昭和二十八年に
比べますと三十八名減少いたしており
ますが、しかし被害者の届といいます
か、側から見ますと、被害者が千三百
八十六名も増加をしておるといふよう
な状況でございます。お手元にお返し
いたしました資料で大体御了解が願え
ることと存じます。が、われわれとい
まして、一番苦慮をいたしております
するのは、やはり何と申しますか、家庭
の状況等からいわれる正当な職業を求
めたい、また求めさせたいという要求
につけ込みまする悪い周旋人、あるいは
これに類するものといふものとの間
に行われましますいわゆる人身売買事
件が多いのでございまして、被害者側か
ら見ますと、人身売買という感じを持
たない。しかしながら実際よく今の法
制に照らしてみても、また実質的に見
ても、人身売買的な事柄が行われてお
るといふ事柄が非常に多いのでありま
す。その間におきまして、いわゆる被
害者と、それから人身売買の被疑者と
いいますか、これとがときによつて経
済的な利害が一致してある。道義的に
見てまことにけしからぬことであるに
もかわらず、金銭的な、あるいは利
益的な面において利害が一致してある
という面が相当多いわけでありまする
ので、さような意味合いから、実際の
人身売買といふのはわれわれの統計等

にあがってくるものより以上に相当多
いのではないだろうかというように見
ておるのでございます。

詳細の点は御質問に應じまして、お
答えいたしたいと思います。

○委員長(小笠原二三男君) では、次
に戸田法務省人権擁護局長に願いま
す。

○政府委員(戸田正直君) 人権擁護局
のいたします仕事は、御承知のように
憲法に規定されております国民の権利
義務、いわゆる人権保障の規定に関す
る面であり、いさゝか意味を持っております。
人権擁護局で取り扱います事件の
おもなものは、公務員による人権侵害
の公務員の中には、警察官等による
もの、教育職員によるもの、刑務職員に
よるもの、税務職員によるもの、その
他の公務員によるもの。それから私人
による人権侵害事件、この中には人身
売買、村八分、差別待遇、私刑、いわ
ゆるリンチであります。酷使、虐
待、労働者の侵害、強迫、圧迫、その
他のいろいろの事件であります。か
ように大別して事件を取り扱っており
ます。その中で人身売買につきましては
て、お手元に簡単な資料でございますが、
御配付いたしておりますが、最近
の人身売買事件の取扱状況を示し上
げますと、昭和二十六年が百十九件、
昭和二十七年が百五十七件、昭和二十
八年が百五十五件、昭和二十九年が二
百二十五件、かように毎年上昇いたし
ております。その他事例として二、三
あとの方につけてございしますので、

これはお読み願いたいと思ひますが、
人身売買という言葉でございしますが、
これは法律上の言葉ではございせん
ので、一体人身売買といふことはどう
いうものかといふことについて一定さ
れたものはないかと思ひのでありま
す。ただ私の方では一定の前借金で一
定期間人身を拘束するといふようなも
のを大體人身売買と、かように解釈い
たして事件を取り扱っております。な
お、取り扱ひますが、人権擁護局といた
しましては取締りをいたす。取締りあ
るいは捜査の仕事は専門にいたす所
でございせんので、人権擁護局として
取り扱ひます事件は、主として申告に
よるもの、その他新聞によつて情報を
得たといふような場合のみ事件を取り
扱ひておりますので、事務局の取り
扱ひました件数も、先ほど申し上げた
ような程度の範囲でございします。

○委員長(小笠原二三男君) 次に、藤
田労働省婦人少年局長に願ひます。

○政府委員(藤田正直君) ただいま人
権擁護局長からお話のありましたの
と私どもの方は比較的似ておりまし
て、取締りといふものには権限として
第一に當る所ではございせんので、調
査、啓蒙といふことが私どものいたし
ますおもな仕事になっております。そ
れでございしますので、私どもいたし
ましては、昭和二十三年のころからい
ろとこの人身売買——私どもの方では
不当雇用慣行と申しておるのでござ
いしますが、この人身売買についてい
ろと調査をいたして参つたわけでござ

います。その調査の、お手元に差し上げましたものの一番初めに書かれておりますのは、これは資料調査でございまして、各官庁によって把握せられ、したものをご自分の方いろいろと研究し、まとめたものでございます。このころにはあまり各官庁によってこういうような統計がございせんものでしたから、これを皆様方のところにお送りいたしまして、これによっていろいろと啓蒙していただいたりするというのが、ここにございます通り、第一から第五回まで私どもとしてはいわゆる資料調査をいたしたわけでござい、ます。これはもちろん十八歳以下の年少者についてでございます。書いてございます通り、そうしてその中でもすべてがこの数字の中にとらえられているわけではございませんで、まことに氷山の一角にすぎないと思うわけでございますけれども、この資料調査によって把握された被害者数は、ここにお示しいたしました通りでございます。そこで一つ御注意いただきたいと思ひますのは、男と女の数が非常に違つておることでございます。女の方が多いわけでございます。そしてその女の人のうちの大多数がいわゆる淫行關係に売買せられておる。これは非常に重大なことでございますのを一言申し上げさせていただきます。思います。

第二ページに書いてございますところの、実態調査によって把握された被害年少者数と申しますのは、これは一昨年初めて調査のための予算が、わずかでございますけれども与えられましたので、資料調査でなく、実態調査をしなければほんとうのことはわからない

いたいと思ひまして、実態調査を始めたわけでございます。すなわち、小学校や中学校で長欠をいたしておりますところの人たち、それからまた中学校を卒業いたしましてから三年の間、どこに行つたかはつきり勤め先がわかつていない、その勤め先が危ないというような人たち、そういう子供たちを対象といたしまして、人身売買を未然に防ぐというような目的をもつて、この調査を去年東北に、今年九州に、そしてまた三十年代の予算には関東甲信越地区を調査していただきたいと思つて予算をお願いしてあるわけでございます。ここに出ております数は非常に少ないのでございますけれども、私どもは実態調査の関係において東北の調査をいたしましたときには二百三十八名、九州調査に当りましては八百五十八名の人を対象といたしまして、いろいろと実態調査をいたしたわけでございます。そして出ました数字はまことにわずかで、ほんとうに不当雇用に該当する者が、東北調査で十四人、一応合法的な形をとつて、実態は不当雇用の場に置かれていという者が四十一名、九州の場合は、不当雇用に該当する者十九名、一応合法的な形をとつて、実態は不当雇用の場に置かれていという者が三十八名でございますが、こういう人たちを私ども発見いたします。その過程におきまして、調査だけでなく、啓蒙もいたしておるわけでございます。そういう親や本人や、勤め先の人々に会ひまして、その間いろいろと啓蒙をいたしたわけでございます。

次のページに、婦人少年室及び同協
助員の連絡活動の事例として五、六あ
げておきました中に、たとえば長崎の

婦人少年室長が人身売買らしいということを発見いたしました。その対象者の北海道の婦人少年室長が追いかけて、それから青森の方に移つてゐるというので、青森の婦人少年室長がその子供を探しあてまして、そしてその子供を東京まで送り届け、東京の駅長などの非常な助力を得まして、その子供を長崎まで送り届し、そしてその子供の望んでおりますところのパーマネント業の仕事をご覧くださいというふうなことで、そういうのは珍しい一つのケースにすぎませんけれども、そういうたよらに、婦人少年室は取締りの権限はございせんけれども、啓蒙いたしましたし、たり、保護いたしましたし、相談相手になつてやるというような事例は、一年に二、三十は持つておりまして、そのうちの、ことにここに出しましたのは、実態調査をいたしました。その過程において見つかった事例を出しておいたのでございますが、そのほかに、婦人少年室にかけこみ訴えなどがございしますので、そういう人たちに對しましてはできるだけ指導をいたしておきます。それから一般の大衆に對しては啓蒙をいたします。それは、まだでは自分の身を売ることが親孝行というふうな考へておりますものですから、そういう間違った考へ、また子供を売ることが親の権利のように考へておる、それに対して啓蒙いたしているのの、でありますけれども、何分にも人数はもう少しございますし、予算もきつめて少しございますので、思うことの万分之一もできない状態でございます。ことに相済まないと思つております。

○高橋進太郎君　今国警長官並びに各関係者から人身売買の問題をお聞きし

ことに相済まないと思つております。

○高橋進太郎君 今国警長官並びに各関係者から人身売買の問題をお聞きし

たのですが、私は、人身売買を大きく分けますと二つのカテゴリーになると思うのであります。一つは、私の方にも関係があるのですが、たとえば南京小僧などといって、南京袋の着物を着て、そうして特に漁村などで労力の不足から子供を買い取って、そうして漁村の労働不足を補うというような、そういう慣行から少年の売買が行われる、こういって、何と申しますか、制度的にも根強いものが特に東北にあると思います。まあそれはそれとして、あとお聞きしたいと思うのですが、もう一つの問題は、いわゆる婦女子が売春というもののために取引の対象になつていかれる。そこで、私はいつでも不思議に思いますのは、たとえば殺人であるとか、麻薬であるとか、こういふようなものについては比較的検査がすみやかに行われ、また非常に法の罰則というものも厳格にやられるにわかかわらず、その売られていく婦女子から見ますれば、精神的にも、また肉体的にも、ほとんど自分の一生を棒に振る、こういう形において売春がやられていくにわかかわらず、それを取り扱う者、すなわちボスと申しますか、あるいは業者と申しますか、あるいはその中であつて中間的に、たとえばそれらの女の頭をはねて、そうしてあるいは着物を買つてやるとか、あるいは身のまわりのものを世話してやるとか、しかもそれは普通の市価よりも二倍なり三倍なりで売りつけて、そうしていわゆる借金のかせでどうにも動けないようにしていく。まあある意味から言へば、人のからだをだしにして、ちょうど窃盗と同じじゃないかというふうに考えるわけなんです。この間私の町

それは屋で五百圓の無銭飲食をした、こういうので、初犯であるにかかわらず懲役六カ月、執行猶予になりましてけれども、まあ嚴重な法の拘束を受けて、そういう判決を受ける。要するに、わずか五百圓ぐらいの無銭飲食ですらも法の嚴罰があるにもかかわらず、人のからだを基礎にして何万何千というふうにもうけたものについてはどうもあまり看過されておるじゃないか、言いかえるならば、私は売春というよりも、それを基礎にして中間搾取と申しますか、いわゆるせつ盗にひとしいことをやる、あるいは殺人にひとしいことをやる、あるいは麻酔剤を売ることと同じようなことをしている。そのことについて、どうも新聞なりあるいは各種の情報等から見ますると、警察が果して取り締まっているのかどうか、あるいはもし取り締れないとすれば、そこに何らかの法の欠陥があるのかどうか、どうもその点が明瞭でないのであります。せつかく公娼制度が廃止されたけれども、まあ公娼のときにはむしろ警察の監督というものが嚴格であつて、比較的あるいは守られた、そうするとかえつて公娼制度を廃止したためにそういうものが地下へもぐつて、しかも警察というものがほとんどどうも見て見ぬふりをしておる。ただ、思い出したようにときどき検挙する。こういう何か一つの慣行的な形において社会から黙認されておるといふふうなこの形、その警察権とこれらの犯罪事実と申しますか、これらの事實等が、一体法に欠陥があるのか、取締りというそのことが何か困難なのか、よく売春の問題を聞きますと、今國警長官が言われたように、どうも売

春と本人の利害と一致する場合があるのだとこういうことを言っておられる。私もそれは売春婦自体について見ますれば、売春するにいろいろな理由もありいろいろな原因もあって、これはなかなか簡単にいかんと思うのです。いかんけれども少くともしかしそういうものを、何と申しますか、他人のからだを土台にして、そうして早い話がどろぼうに等しいような行為をし、殺人と同じような行為をし、傷害罪と同じようなことをしているなら、ほとんどこれが刑法上の問題にならぬところ、どこに何か一歩欠陥があるのか、その点を一つ国警長官にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 私の感じといひましたは、かように考へます。たとへば強盗とか強姦とか、これはその被害者はたれどもどこまでも加害者を検挙してほしいという意欲があります。ところが今のようない人売買の事件になりますと、先ほども申しますように、あるいは子供を売ろうとする親、それからそれを買おうとする人、それから子供の中にはこれが家を救う一番いい方法だといふように考へていて、これは考への間違ひでありまして、現実にはさう考へておる者もある。ことに大きくなつて参つて、二十才以上になりまして、むしろこの商売をやつてゐる方がいい、それをやるのにはこういう契約で入つてゐる方がいいといふように思ひ込んでゐる者が相当多いのであります。結局これらは何といひますか、いわゆる法が許してゐないにもかかわらず、そこに契約が成り立つてやつておるという事態があるわけでありまして、これが他の犯罪と非常

に違ふゆゑんだと私は思ひます。従ひまして、親なりあるいは本人なりが、自分の意思に反してこういうことをやられてゐるというやうなことを訴えてくるなり、また警察が探知したした場合に、はつきりそのことの事実を話してくれまして、事件の検挙は非常にやさしいのであります。警察がこれに明らかかな人身売買だとして検挙に着手いたしましたも、いわゆる悪周旋屋、これによつて利益を得てゐるという者も、それからそれによつてからだを提供してゐる者も、できるだけの事実を隠そうとして、そういう事実はないと言ふ、そういうやうな事柄が實際面として非常に多いのであります。これらがわれわれとしましては、検挙に非常に苦勞をする私は、臨路であると考へております。従ひまして、こういうことが人間の一番尊い人権を尊重するゆゑでないといふ、そういうたゞ意識を国民的にもつと高めてゆくといふことが一番肝要ではないだらうかと、かようにわれわれ取締りに當つておるものといひましたは、感へ深くいたします。

○高橋進太郎君 私は、国警長官のお話を聞いてなるほどと思つたんです。どうも私はやはり国警長官の検挙の考へ方、あるいはこの種の犯罪捜査に對する態度といふものが従来の個人主義的な、要するに何と申しますか、自分自身がそれを容認してゐるからそれは相手の犯罪をも容認するのだ。従つてあまり検挙の端緒としてもつかみにくいし、またほかの犯罪とも違つて、本人がそういうやうな状況で早いう話が好きなんでやるのだからと、こ

かと思ふのです。しかしこれは私は非常に個人主義的な、要するに十九世紀の古い刑法的な考へ方で、私の申したいのは、理由のいかんにかかわらず、とにかく人のからだを、本人が承諾したにしてゐても、本人のからだ、あるいは本人の弱い立場を利用して、先ほど申し上げました通り、中間搾取的な、あるいは人の一生を踏みしるというやうな、そういうそれ自体の社会的な犯罪性といふものはどこまでもこゝろした現象といふものはどこまでもこれは個人の意思といふものをこゝろして、やはり取り締つてゆくところに法の社会性といふものがあると思ふのです。今の国警長官のお話を聞くと、いかにそれが社会的な犯罪であつても、個人々々がそれを容認してゐるならば、それはそれでいいじゃないかといふ考へ方といふのがおかしいのじゃないか。従つて、實際は個人々々もそれは弱い立場にあるから容認したか、このときカモフラージュをするけれども、もつと取締り官庁といふものは、その弱い立場のものをこゝろして、社会正義的な観点から、こゝろした中間搾取的な、あるいは人のからだを利用して金もうけしようといふそのこと自体をもう少し取り締つていかななくてはならないと思ふが、その点はどうなんですか。

○政府委員(齋藤昇君) 私が申し上げましたことが非常に誤解を招いたと存じますが、私としては、警察としてそういうつもりでやつてゐるといふ趣旨ではございません。高橋委員のおっしゃいますやうに、これは私は人権に關する基本的な問題だと思つております。警察といひましたは、こゝろした事件の検挙に全力を注ぐべきはもち

ろんであります。また現に注いでおります。しかしながら、ただいま申しましたやうに、取締りに當つての臨路がそういうところにあるといふことを申し上げたわけでありまして、實際検挙をした証拠がそろわなければならぬわけでありまして、これを証拠をあげることに他の犯罪とは違つて非常にむづかしい点があるといふ点を申し上げてゐるのであります。決して、個人と個人の間に満足をしておりまして、しかし社会的に見て許すべからざるものは、これはどこまでも厳重に取り締り、社会正義と申しますか、これを確保に當らなければならぬことは当然であり、またそれに重点を置いておりますこと

○高橋進太郎君 この問題を抽象的にいろいろ論じて合つていまいかがないのですが、国警長官、どうですか。かみしもを脱いで一つお話し願ひたいと思ふのですが、たとえばさうした赤線区域といふあるいは青線区域といつても、昔の公娼時代なら監督なり何なりがあつて、ある程度までさうした中間搾取的な、あるいは中間搾取的なものは是正されるという形になつてゐるんですが、今は實際の事情はどうなつてゐるんです。組合なら組合といふものに一応まかせて、さうしたものでやつて、あるいは警察があれなんですか。とにかく公然の事実になつてゐるんですから、さうしたものに對する警察権との關係、そこらのところはどんなふうなやり方をしておられるのですか。

○西郷吉之助君 関連して、さっきの長官の説明がありました、たとえば上野の駅、ああいう所で家出娘がい

る。これはアサヒグラフに實態の写真が出たり、こゝろしたことは公々然と行われてゐる。そういうことが上野の駅の例をとつても、そういう常習者といふものは警察が知らぬといふはずはない。もし知らぬといふことになればそれは非常に怠慢なのであつて、東京の上野駅なんといふものは、さういふものの常習者の仕事場みたいなやつてゐる。さういふものを所轄警察といふものは常習者はわかつてゐるはずだ。さういふものをなぜもう少し具体的にやらぬか。今、高橋委員の御質問に長官が説明されたけれども、取り締りにくいといふことはわかるのですけれども、上野駅なんといふものは有名な所なんです。さういふ所をなぜ峻厳に取り締らないか。さういふ具体的なことについて御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 赤線区域等における取締りでありまして、これはその組合長とか何とかいふ、さういふものにまかせておるといふやうなことは、これはございせん。警察といひましたは、そこでいふやうな浮行が行われるといふやうな事態に對しましては、これは区別なく取り締るべきはもちろんであります。ただ御承知のやうに、最近さういふ場所が非常にまあふえて参りました。そこで、さういふ何といひますか、現行犯を検挙するといふことが非常にむづかしくなつております。あるいは旅館等の取締りの法規も御承知のやうなことになるておりますし、令状がなければ中へ入れないといふ状況でありますから、これらにつ

きましては非常に苦慮いたしておるの
であります。できるだけそういうことを
なくするように、警察としましても限
りのあることでありますから、まあ重
点的に住宅地域とか、あるいは学校の
近辺とか、そういう所にそういうよう
な業態がはびこらないように、あるい
は警察その他の警察活動を用いて留意
をいたしておりますが、十分の成果を
上げて、そういう業態が一扫され
るという状態になっていないことは非
常に遺憾であり、また申しわけない
と考えております。西郷委員のおっしゃ
いますように、まあ上野駅は新聞その
他でもときどき出ております。警察と
上野駅の一帯大きな仕事の一つとい
まして、やはりあそこに出てくる家
出の人たちの保護というのを注いで
おります。また、家出人らしい人たちが
あります。また、警察はこれを警察自
身の手で保護し、あるいは関係の保護
の団体、矯正保護の団体その他の機関
に、一々連絡をし、場合によりましては
直接父兄のもとに送り届けたいと思
うのであります。上野駅といましては
しては、常時上野駅及び公園付近の取
締りのために制服、私服の警察官常時
三十四名が配置につけるようになって
おります。もちろんこれは交代制度を
とりましますから、これに従事してお
りますのは五十六名いるわけでござ
います。また署自身にも防犯少年係九
名を置きまして、ただいま申し上げま
したような事例に力をつけておるので
あります。もちろんただいまおっしゃ
いました、いわゆる常習犯的な人間とい
うものに特に目星をつけて、相当
これらを検挙いたしておるのでありま
す。上野駅で扱いますのは、まだそ

ういった者の手に入る前に保護をする
事例が一番多いのであります。昨年
上野駅で保護をいたしました家出人
は、約二千五百件に達しておるとい
うような状況でございます。なお、先般
も毎日新聞で見たか、探訪記者の実験
談が出ておりましたが、それに基きま
して上野駅として今後さらに一そう力
を注ぐべき点はあるとはいえないか、再
検討を加えてもらいうように警察にも通
知をいたし、警察庁、上野駅、この点
に重点を置きまして、もっとよりよ
く取締り方法がないかということを含
み、いろいろ検討しておる次第でござ
います。

○西郷吉之助君 今の長官の御説明が
ありましたが、その程度のことではや
ておられると思うけれども、依然とし
て公々然と新聞とかグラフとか雑誌に
そういう状況が絶たないということ
は、報道されておるということは、所
轄警察署というものはそういうこと
に慢性になっておる。急慢のそしりは免
れないと思う。ですからそういうこと
をやつて、根が絶えていくというの
をばいはいけれども、公々然と毎日タ
タというところが行われておる。それが
実態であるということは警察側の急慢
のそしりは免れないので、そういうこ
とに慢性になった人間はかえて、人間
の配置転換を行なつて、もつと嚴重に
やるべきではないか。こういうことが
公々然と行われておつて、それで取り
締つておるといふことはちよつと国民
には通じないと思ふのです。

○政府委員(齋藤昇君) おしかりを受
けてまして、まことに恐縮に存じます
が、警視總監初め上野駅自身も相当方
を入れてやつておることは、実情はお

くみ取りいただきたいと存じます。な
お今後いかに力を注いでいくか、私も
警視庁の計画あるいは実情なりをさら
に十分検討いたしまして、ただいま御
意見のありました事例に十分沿うよう
にいたしたいと思ひます。

○秋山長造君 今の問題なんです、
これはまあさつぱらんな話なんです
けれども、警察が犯罪捜査をやられる
場合に、赤線区域とか特飲街だとかい
うような所をですね、犯罪捜査の手が
かりなり、あるいは情報の聞き込みな
んというところに利用される機会が非常
に多いと思ふ。そういう関係からし
て、いふとはなしにまあ因縁といへば
語弊があるけれども、多少ともそうい
うものが醸成されてきて、そのために
そういう所を舞台に行かれておる人身
売買というやうな問題に対する取締り
の手が、おのずから鈍りがちになつて
くるといふやうなことはないかどうか、
その点。

○政府委員(齋藤昇君) 私は率直に申
しまして、ただいま秋山委員のおっ
しやいますやうな事例が絶無とは申
し上げられませんが、警察の監督にあり
ます責任者といつたしましては、地方に
おきまして、この点に絶えず意を注
いでおりますが、ときどき事件の面
から見て、ただいま秋山委員のおっ
しやつたやうな事例から起つたと見ら
れる事件もある。こういうやうな場合
には嚴重に懲戒をいたしております。
従ひまして、絶無ではないと私は感じ
ておるのでございます。でそういうこ
とのあるなしにかかわらず、ただいま
おっしゃいますやうな点は、機会ある
たびに注意をいたしております。また
そういうやうな事例を発見いたしまし

た場合には嚴重に懲戒をし、どこで
でこういうやうな事例があった、特別
な因縁関係が人身売買的な問題を見
のがしたと認められるこういうやうな
事件があったと、他にこういうやうな
ことのないやうにという注意を全国に
喚起をいたし、こういう者が一人でも
ありませぬやうにいたしたいと努力を
いたしております。

○秋山長造君 その件については、長
官も率直に絶無ではないということ
をお認めになつておられるが、私は絶無
でないという程度以上に、かなりやは
り現実にはそういう点があると思ふの
です。特にあの警視庁なんか始終行
われる暴力団狩りですね、暴力団狩り
なんかにだつて、これは最も秘密のう
ちに計画を立ててやられるわけなだけ
れども、今までの例が言へばまあ十
が十、事前に情報があがらないとい
うために所期の効果があがらないとい
うことはわれわれよく聞いておる。同じ
やうなことがやはりこの人身売買なん
かという一事例の性質上先ほどおっ
しやつた暴力団狩りなんかよりもも
とこれは考えようによつてはむしろか
しい。だからそれだけに情報が漏れる
という一齊取締りでも情報が漏れる
やうな形で取締りが行われるのかど
うか、私は知らぬけれども、とにかく結
論として、警察側の人身売買事件に対
する追及の手が鈍りがちである。また
これに対する取締りが非常にどうもわ
れわれ一般市民から見てもつたりこ
なというやうな面が相当あると思ふ
のです。これはただいま西郷委員がお
尋ねになつた上野駅の附近における常
習的な仲介業者のばつことというやうな
ことにしても、これは多少とも私はさ

き申し上げたやうなことがあるのでは
ないかと思ふのです。まあこの点は一
つ警察の威信のためにも、それからま
た人身売買そのものから言つても、断
じてそういう疑いを多少とも一般世人
から受けるやうなことがあつては困
ると思ふのです。この点についてもう一
度長官の御決意をお尋ねしておきたい。

○政府委員(齋藤昇君) ただいま秋山
委員のおっしゃいます点は、私といた
しまして警察のあり方、警察の管理と
いう面から見まして、私は根本的な問
題だと考えておるのであります。人身
売買に關係するとかいふだけではな
い、これは警察のあり方として根本
的な問題で、第一線の警察官の教養、監
督として一番大事な問題として考
えておるわけであります。今後十分た
だいま申し上げましたやうな意味から、
そういうことへの絶無を期して参りた
と思つております。ただここで申し上げ
ますだけでなしに、これを實際の面に
効果をあげるやうにして参りたいと考
えております。幸い最近徐々ではあり
ますが、こういう点も徹底しつつあ
るかのように思ひますので、よい方に向
いておると思つております。これを絶
無の状態にもつていくというやうに、
さらに細心の注意を加えて、また努力
をいたしたいと思つております。御了
承をいただきますと思ひます。

○秋山長造君 それからもう一つ
ちよつとお尋ねを落したのですが、ま
あ警察を中心にして治安協力会とか、
警察後援会だとかいふやうなものが
全国的にどこにもあるわけですが、特
にこういう特飲街だとかあるいは赤線
区域だとかいふ地帯にたとえは派出所
を作る、あるいは警察の派出所の修理

をしたいという場合、そういうような関係の業者が率先して警察に協力し、その寄付を申し出るというような例が相当あるのじゃないか、それからまたそういう地帯を牛耳っておるところの業者というものは大体町のいわゆるボスと言いますか、たちの悪い有力者、一種の有力者というのが多いと思う。だからそういう連中がいろいろな形でそういう警察後援会とか、治安協力会とかいうようなものの役員などに名前を連ねて、そうしてまあいつとはなしに警察関係とのつながりを深くしていつて、そうして警察の方が悪意でなしにまあ知らず知らずのうちにスボイルされていくというようなきらいが相当あるのじゃないかと思う。結局この警察寄付の問題については後ほどまたあらためて御質問したいと思っておりますが、そういうことの実事はないですか。そういう点を御調べになったことはないですか。

○政府委員(齋藤昇君) 特にそういう特許街と警察の寄付の問題、あるいは協力者の問題というのを全国的に調べた何はございませんが、これも私は絶無とは言いがたいと思っております。絶えずそういうことのないようにという注意はいたしておりますが、従ってそういうような事実がありました場合には、先ほど申しますように、こういうことではわれわれの考えとは全く背馳しているのではないかと、いので厳重に処置をいたしておりますが、先ほど申しましたように警察のあり方という問題から、そういったボスあるいは特殊な人間とのつながり、これを断つということが大きな必要なのとの一つだと私も考えております。

今後ともそういうことのないように事前には注意をいたしまして、そういうことがないかどうかということを経営監督を厳重にいたしたいと、こう考えております。

○赤松常子君 警察庁長官にお伺いいたします。二、三年前から売春取締法が非常に要望されておりました、そういう機運にだんだん動いておることも事実で、また目にあまる人権じゅうりんが数々起つておりますことに刺激されて、最近取締法の制定が非常に要望されております。ところが従来この傾向を見て参りますと、どうも取締り当局が非常に消極的でございます、この売春法の制定に關しまして、その理由はせつかく法律ができて、第一線に働く側といたしまして十分な取締りができないということ、この法律の成立に對して非常に消極的のいらいやるのでございます。この前の法務委員会でも警視庁当局の忌憚ない御意見を伺ったときも、そういう御意見のようでございますが、齋藤長官はここに御賛成でございましょうか。それとも今言ったような取締り面を考えて逡巡していらつしやるのでございましょうか。御意見を伺つておきたいと思ひます。

だ取締り一本だけで売春した者は処罰する、それで取締りというだけでは、これはいかにいたしまして、なかなかやれるものではない。それと並行をいたして初めて効果があるわけでありまして、さような並行をするように措置をしていただきたいということを警察としては望んでおるのであります。さような措置とともに取締りの法令ができますならば、警察といたしましては法を厳重に執行をいたしたいと思つております。それにつきましても、取締りのしやすいようないろいろな事柄を考へてもらいたいということも、立法当局には申し入れておるのであります。これはどういう結論になるかわかりませんが、たとえば宿屋等のまあ臨検というようなこと、これは一方には弊害がありましようが、いやしくも旅館の中に警察官が入つて行くのに令状がなければ入つて行けないというふうなことで、この売春の取締りも實際は非常にむずかしいことになる。取締り技術の面から要望する点もたゞいま要望をいたしまして、審議會で今いろいろ御審議を願つております。

○赤松常子君 今齋藤長官のおっしゃいますことは、一応お互いにおわかつています。上でお尋ねしたわけでございます。もちろん防止もせんければなりません。更生施設も作つて、収容施設もせんければなりません。それはたびたび言つておることでございます。それから、それを私略して申し上げたのでございますが、しかしながらいろいろな条件が整わなければこの法律は作つてはいけないということではないと思ひます。それで今のこの現

状で作られたとして、取締りの当局が今具体的なことをおっしゃつて、私大へんよかつたと思ひますが、もつとこういうことが足りない、こういうことがもつと必要だということは、この現状に立脚していろいろお考えがあるだらうと思ひます。もちろん今申ししますいろいろのことは、徐々にしていかなければならないということ、これはよく了解の上で、この現状において取締りの方のもつと法の不備、あるいは法の盲点というものを具体的に指摘していただいて、それは今の機会でもなくともよろしうございしますから、もつと具体的にその辺の御研究というものを私説明していただいて、それでまた御相談して参りたいと思ひます。今この現状においてこの法律ができるということには、長官は御異議はございませんで

○政府委員(齋藤昇君) 現状においてとおっしゃいますのは、今の転落防止とか保護とかいうことを抜きにして……

○赤松常子君 徐々にしてですね、徐々にいたしますけれども、それを完成する日はこれはすぐに望まれるわけではございませんものですか、こしはらうの間この実情でこの法律ができ

たものが、まあ、完成をしなければと私は申しませんが、やはり画期的にやらなければならぬのだということになり、それに着手をする、国民も全面的にそうだとお氣持になるという、その氣持で出発をいたしますならば、私は完成をしながらもいつかたなるべくそういうふうにしていただ方がよろしい、かように考えております。ただ、徐々にするのだ徐々にするのだという、何と言いますか、一応の逃げ言葉のようなことであつては相ならぬ。その決意が国会を通じ、また政府を通じて示され、国民もそれに協調するということであれば、私は今の段階でもけっこうだと思ひます。

○赤松常子君 藤田局長にお尋ねしますが、この一例を拝見いたしました、協働員の方がずいぶん御活躍いたしておりますことをうれしく思つておりますが、實際協働員の方の活動費、それからまた具体的には交通費とか、そういうものはどのくらいになつておりますか。児童委員、福祉委員、そういう方々と協力していただいて、その發生する根元をもつと目を届かせていただくということが大事なこと、言うまでもないのではありませんが、そういう日が地方の農村地帯の方にどういう程度になされてゐるのですか。

○政府委員(藤田たき君) ただいま赤松委員から協働員のことについて御質問いただいたのでございますが、私も松委員から協働員のことについて御質問いたしました。先ほど申し上げました婦人少年室長が全県に四十六人、その補佐が一県に二人ないし四人、そののでございますが、そのほかに婦人少年室長を援助するといふ意味で、婦人少年室長に協力し、婦人少年

室長を助けるという意味でもって協助力という組織を持つようになったのでございませうが、この協助力につきましては、その予算がまだ非常に少うございまして、協助力の予算と申しますのが一千円、一年で一千円でございます。それから研習費と申しますのは、婦人少年室の協助力としていかにすべきか、どういう仕事をすべきかという点について、まだ当初でございませうので、研究してもらわなくちゃなりませんので、そういったような研習費、それからその管轄内、管轄内と申しますのは主としてその監督署の管轄内でございますが、その管轄内の旅行をいたしますこと等のために約二百数十万円、はつきりした数字は今おぼえておりませんけれども、二百数十万円は非常に少ないのでございませうが、協助力と申しますのは非常に熱意を持っておりまして、今のところほとんど無報酬、それからお金を自分で持ち出してやっていたら、ことに初年度におきまして、私もいろいろといたしましては、売春並びに人身売買の方に骨を折ってもらっているわけでございますが、来年度予算はもう少しいたしたいと思っております。

○高橋進太郎君 国警長官にちよとお伺いしたいのですが、どうも大分中へ入ってきたので話が中絶したようになりまして、先ほどあなたの方からお話のように、たとえば赤線区域における現行犯がなかなかつかめないから、どうも大いに取り締まるつもりだけれども、なかなか技術的にゆけぬというお話しであります。しかし先ほど申し上げました通りに、私はもつと組みしをぬいてお話しをしていただき

たいと思うのです。赤線区域でなかなか現行の現行犯がつかめないからなぞというふうな白々しい答弁でなく、私の申し上げているのは先ほど申し上げました通り、その現行犯のものを言っているのじゃない。それはあなたの言っているのじゃない。これにはいろいろの社会的な、また歴史的な、経済的な事情がありますから、それはそれとして、これはいろいろの問題だと思ふのです。私のお伺いしたいのは、どうも先ほど何かの委員からもお話しがあったように、何か警察官なり警察取締りの方がなれ合いになって、その中間搾取をするところのそれらの業者、あるいはまたたとえば淫行の慣行のない者を客をとらせると、そういうものに目をつぶつておられて、何らほとんどまあ検査をなされないのじゃないか、そういう点を従来公娼ならば、たとえば女との分け分を半々にするとか、あるいはまた年が来れば解放してやるんだとか、公娼は公娼なりの監督があったと思ふのです。ところがそれがやみに入ったために警察官がなれ合いになって目をつぶるならば、どんな不当な中間搾取りいろいろな方法でやられてもそれは泣き寝入りになつてゐるのじゃないか、その点自体を一体どのようなふうか、たとえばそれは組合長なら組合長を呼んでときどき座談的にやっていると、何かもう少しかみしめを脱いだ、しかも現実には合うような実情のお話しを願ひたいと思ふのです。

○政府委員(齋藤昇君) 赤線区域にもいろいろあります。大体はただいまおっしゃいますように、以前の公娼制度が転化をいたしましたので、そして

飲食店あるいは料理店をやつておる。そして依然まあ女はいる。そこでいわれる人身売買的な事柄が伴つてはいけないうふうで、契約その他以前のよ

うなやり方は変えさすというので公娼制度の廃止が行われました。で、その場合においてそういうた何と言いますか、女の人たちのそこで仕事をしますか、しないかは自由であるということだけは保障をしなければならぬぞというので、あの公娼制度の廃止が行われたわけでありませう。そこで従前公娼地域が飲食店とかいうような名義に変わつて、事実上だいたいまおっしゃいますような事態があるというわけでございます。そこでまああつた地域につきましては、売淫的な事柄がこれは強制によるものでなければならぬ。それによつておのづからな形で当時移行したように見られます。それが今日まで続いているのじゃないか、それが中心であるかと思ひますが、現実には公娼のままだと申しますと、私はそういう面がまだやはり残つておると考へます。しかし人身売買に関係するといふような事件はこういう地区におきまして、これは警察は厳重にやつておるのが実情であります。で、中で売淫行為をやつてゐるかどうか、これはまあ売春取締条例のある所とない所とによつて取締りのあれは違ひますが、ただいまおっしゃいますように売春取締条例のない所では、その内部で行われる売春行為は実際はまあ黙認といふ実情になつておることは私は現実だと思つております。ただ先ほど申しました人身売買という点につきましては、

この地域といへども容赦なくやつておるの事実でございます。

○高橋進太郎君 どうも私はあなたの答弁中、故意に逃げておられるのか、私の言うことをよくあれなのか、私の身は今言う通り、そういう地域における売春行為そのものも、一応これも問題ですけれども、それはそれとして、そういう何と申しますか、売春行為そのものの上に中間搾取をして、たとえば不当にあるいは着物を売るとか、あるいは何を売るとかいうような形で搾取したり、あるいは前借のような形について、場合によつては暴力を伴つたり、恐喝を伴つたり、そういうことをしていただければ、一体そのこと自体についてはこれは法の不備でやれないのか、警察官がなれ合つてゐるためにやれないのか、そういう点をお伺いしたい、こういうわけなんです。

○政府委員(齋藤昇君) それらの点につきましては、これらは特殊な業者として許可をしておるわけではない。従つてそういう業態に対する特別の行政的な取締りの法令は何もないわけでありませう。ただもう刑事事件として取締りをするという以外に現在手はないのであります。そこで本人からこういう契約をしいられてゐる、あるいは、自分は身を自由になりたいと思つて出ようとするのに、それを拘束するといふ訴えがあつたり、あるいはそういうことを聞きこんだりする場合に、警察は刑事事件としてこれは検察をいたしておるというのが実情でございます。事前には絶えず調べに行つて、行政的な取調べをあわせ行つて、措置は

今講じられてはいないのであります。この点が物足りなく見られる原因ではないかと考えております。

○高橋進太郎君 どうも同警長官のお話は、前に戻るのでありますが、何かあなたのお話を聞くと、犯罪があつても犯罪関係者が告発しない限りは警察は手がつけられないと、こういうふうなお話のように承知するのですが、先ほど申し上げました通り、人の貞操というものを、からだというものを基礎にして不当に金銭を取得したり、あるいはまた恐喝してそれをしいたりなんかしても、本人から何か言つて来なければ警察としては手がつけようがないのだと、こういうのは私はどうも納得がいかない。それは、それはね、普通の場合であるならばすべての点もあれだと思ふ。しかしそういう女自体が、そういう弱環境にあつて、しかも弱環境にありながら、その女がやはり自由人と同じように犯罪行為を訴えたり何かしなければ、ほとんどそこに犯罪行為にひとしいあれがあつてもやれないということ、われわれは人の財物を盗んだり、人をばかにして詐欺で金をとるよりも、なおそういう弱立場にある者を基礎にして不当の金をもうけたり、中間搾取をやつたり、目に余るような恐喝やなんかをやつてゐるのだというところが、本人のあれがなければ警察としてはそれはどうしようもないのだというそのこと自体が、どうもこれは納得いかないのですが、それはどうなんでしょうか。

○政府委員(齋藤昇君) 高橋委員のおっしゃいますことも私はよくわかりますが、ただまあ警察といたしまして

は、ああいった公娼が廃止されまして、女の人たちはその部屋を間借りするといふ形をとったり、いろいろな合法的な形をとっているわけです。そこで今おっしゃいますように、女の人たちの所に行ったり、あるいは来てもらって、ほんとうに合法的にやられているかどうかということ、一々調べれば私はずっと出ると思う、実際は……しかし、女の人としては、自分はこのでやっていた生活が立たないのだといふことで来た場合に、ほんとうのことを言えば、雇い主と言いますか、あるいは家主という形になりますか、そういう人たちは処罰をされるし、自分もこの仕事はできないといふことで、まずほんとうのことを言わない方が相当多いといふことが一つと、それをずっとやっていた場合に、どこまでも事実を発見して皆検挙してしまふといふ場合に、その婦人の方々の処置ができるかといふと、ちょっと警察は自信がない。先ほど申しましたように、転落の防止、あるいは保護施設といふものをやっていたら、それとタイアップしてやっていたら、先ほど赤松委員からおっしゃいました売春取締法なり、それをやっていたらいいという御要望もあり、私の方もそれと伴ってやりたいという意欲を持っておるわけでありませう。そういうわけで、実際こちらから積極的に関係者について調べて、一々そういうことがないかということ、これを調べるのは非常に困難な事情が存在しているといふことを御了承いただきたいと思ひます。

○高橋進太郎君 どうも私は国警長官のおっしゃることがよくわからないので、どうも何かああいう業者の代弁を

していただけるような気がするんですがね。私の申し上げているのは、どうもそういういわゆるわれわれから見れば、経済的にも社会的にもかよい女を基礎にして、そうして不当に金をもうけたり、あるいは脅迫によってそれをしたい、いろいろなわれわれから見れば不当な手段によってやられる。同時にそれ自身が犯罪行為になると思うんですが、そういうことにどうして目をおおわれるのか。それも本人から申し出がなければやられないのか。そういうものを積極的に取締るといふことと、それからその女を警察がかかえこんで嫁に世話するとか、職業の世話をするといふことは、これはまた別問題だと思ひます。私の申し上げているのは、むしろそうしたかよい女を、これは本人の意思であらうとあるいは家の事情であらうと、そういうものをあれにして不当にいろいろなことをやられる、その点はむしろ公娼制度の方が行政的な取締りがあつて、ある一定の年数が来れば帰してやるとか、あるいは歩合分けはどうするとかいふふうにきまつておつたと思ひますが、今の場合の方は、なお不当なそういう中間搾取のなあれがはびこるような気がしますが、それについての取締りなり検挙なりといふものについてできないのかどうか。その点なんです。

○政府委員(齋藤昇君) 私の申し上げておることは、ただ本人から言つて来なければならぬといふ趣旨にありませう。警察はあらゆる何と言ひますか、目と耳を働かしまして、そして今おっしゃいますような犯罪があるという端緒をつかみたいといふ意欲と、それからつかんだ場合には必ずやるというこ

とで実行いたしておりますが、しかしこれは、この業態は必ず全部犯罪者だといふ予定をして、そして一齊に網をかけるというやり方は今の捜査としては邪道なやり方でもありますし、先ほど申しましたような点もありまして、そういう犯罪ありという端緒をつかむことには、これは努力いたしております。しかし、その努力が足りぬじやないかとおっしゃるかもしれません。ああいうところはみな犯罪にきまつておるのだから、一々引っぱるか、あるいは調査に出向いてやつていけばもつとあがるだらうという御意見であらうと存じます。これらはしかし、今の人権擁護局なりあるいはその他のこういった関係の団体の方々、あるいは労働省の関係の方々とも協力をしながらやつていこうというのが現状でございます。

○高橋進太郎君 どうも国警長官は私の申し上げることをすなおに聞いていただいていないようですが、私も一齊に網を張るとか、そういうことを申し上げておるのではない。ただ、そういうふうなかよい女のそういうからだを——その個人から見れば、ちよいど傷害罪なり、あるいは殺人罪にもひとしいようなことを基礎にして不当に金を取つたり、脅迫によつていたりする。それを一つでも二つでも検挙すれば、私は業者に対する一般予防的な、一般警告的な意味があると思ひます。ところが、第三者的な観察、このごろの各種新聞等において身売りの話等も出ておりますが、ほとんど警察はそれに手を触れない、どうも今の国警長官の話を聞いていても、まあ本人が言つて来ないんだし、なかなかむつか

しいからやらないのだというように聞こえて、言いかえれば、ようまあ警察の方じゃ手が入れぬという安心感の上に業者が横になつておるじやないか。私はそれが非常にあつた社会を悲惨な状態に陥れ、またそうしたかよいものを政府でも見放しているんだ、こういう感じを与えておる、また非常に困る者については泥沼に陥れるといふたような形になるじやないか、そのことを国警長官にお聞きしてゐるんですが、どうも長官何か特別にそういうような業者をかばわなければならぬ理由があるのですかね。どうも納得いかぬですな。

○政府委員(齋藤昇君) まことに恐れ入りましたが、決して私はそういう業者と因縁がありませんし、かばう意思も毛頭持っておりません。お手元に出しました統計の中からも、別表の四をごらんいただきますと、まあ人身売買として検挙をいたしましたものの被害者八千六百人のうちで、いわゆる接客業をやつたといふことで被害を受けた者が七千三百人、ほとんどがこの就業なんです。この接客業者は、今おっしゃいます赤線区域のものだけではなく、ちろんございませぬ。ございませぬが、今おっしゃいますように、われわれといたしましては、そういう点には重点を入れてはいるわけです。ただ、それじゃ赤線区域、青線区域、あるいは何でもない所といふものと同様の効果を現わしておるか、こゝろ尋ねになりますと、まあ重点的には、たとえば新宿の駅の附近、あるいは渋谷の駅附近、あそこらを相当監視力は入れてやつておりますが、それでは鳩の町とか、あるいは以前公娼制度のあつた所

はどうかと言ひますと、そちらの方は若干私手は抜けていやしないだらうかと考えておりますが、それらも手を抜かせないようになつたかと思ひます。

○高橋進太郎君 これ以上国警長官にこのことをお聞きしても、どうも国警長官は下情に通じないようですから、よく実態をお調べ願つてまた御答弁いただくようにして、これはあらためて監視線がどこかに来ていたかについてはお聞きしたいと思ふ。

そこで人権擁護局にお聞きしたいですが、先ほど上野の話も出しましたけれども、何かこの間の新聞を見ても、人権擁護局とか労働基準局の人がやはり人身売買といふことで現地へ行つてみたところが、そのおかみに買取されて、とりこになつて機能を果せなかつたといふようなことがあつておつたんですが、どうも人権擁護局といふのが手が足りないのかどうか、かりに今の上野の駅の問題にしても、私は人権擁護局の人があつたといふ最もひどい所については、自分のところの係官を常駐させるとか、何かもう少し第一線に立つてやるとか、人権擁護局の出先機関なりといふものにかつておむなれば、そういう自分の不当に人権を侵害されてゐることについては、もう少し救つてもらへるんだ、こういうふうな何と申しますか、第一線的な親切さと思ひますかね、そういうものがあつてほしいと思ふのですけれども、どうもその点についてどういふ措置をとられるか、何かわれわれから見ますと、法務省の奥深いところだけにだけおられて、ただ件数だけをお調べになつてゐるよ

うに思える。どうもピンと来ないような気がするのですが、その点一つ。

○政府委員(戸田正直君) こういう席でどうかと思うのですが、せっかく今出ましたのでお答えしたいと思ひますが、先般の、幾日でございますか、数日前の毎日新聞にある婦人議員から、人権擁護局のM事務官が売春業者の事件について何かいかにわしい関係があるかのごとき記事が見られたのであります。これはここで詳細説明はいたしません、事実無根でございます。果してこのまま黙っておいていかどうかという実は感じがいたしてゐるのであります。この事実がございせん。人権擁護局の事務官でもありません。これは東京の法務局のある事務官の問題でございます。新聞に出ておりましたとき事実が一つもございせんことをはっきり御承知を願ひます。

それはそれといたしまして、人権擁護局がもつと積極的にこういう問題をあれでいいのじゃないか、こういう御説明でしたが、御趣旨はごもっともであります。ただ先ほど申し上げましたように、人権擁護局のいたします仕事は取締り官庁ではございせんので、おのずから仕事に限度がございせん。ただ人身売買等の問題が人権擁護上きわめて重大な問題で、私の方先ほど統計を申し上げました通り、私人に関する人権侵害事件としては最も重大な問題として取り扱っております。決して統計だけ取り扱っておりますのじゃございせんので、私の方は事実調査をして適当な処理をいたしております。先ほどちょっとお話がありましたが、これも閣下長官の前でどうかと

思ひますが、警察がこれに關与して、むしろ売春業者の結果において協力するような事例も二、三ございまして、これは調査の上勸告いたしました。警察当局としてこれを率直に認めて、全部懲戒処分をいたして下さいます。ただ私はその点において謙虚にいろいろ処分されたことを実は喜んでおります。決して統計だけをあげてゐるのじゃございせんので、先ほど申し上げたような二百二十五件という、わずかの件数のようでありまして、これは私の方の可能な範囲において申告によつて、なるべく情報によつて得られたものという程度で調査いたしましたのであります。ただ先ほど来お話のありますように、この問題はおそろしく氷山の一角だろふと思ひます。非常に全国的には多数の事件がございせんので、私の方としても、人権擁護局の最もやりい方法としては、この啓蒙活動ということが非常に重要だと思ひます。先ほど藤田婦人少年局長からもお話が出ましたが、この点についても私の方ではかなり力を入れておりまして、特に上野方面等におきまして、この人身売買をいかに防止するかという点について関係者の座談会等をおこなひ行なつております。一例を申し上げますと、この関係者の中には、主権が台東区長と、私の方、人権擁護委員の協議会、これが主催しまして、人権擁護委員、それから警察関係として浅草警察、蔵前警察、上野警察、板本警察、谷中警察、あの周辺の関係警察署の署長においでを願つて、それから上野職業安定所長、上野、浅草の保健所長、台東の福祉事務所長、児童相談所長、それから上野労働基準監督署

長、婦人団体協議会理事長、上野補導会婦人会副会長、上野署長、その他保護司、それから区の関係者、それから人権擁護局関係の職員、こういうものでこれをいかにして防止するかという点について、真剣な協議を数回いたしております。結論として、いろいろの皆さんの意見を聞いて、結局この問題が農村の経済的貧困が原因であらうというので、地方のまず多く売られる、人身売買のものと異なる農村の啓蒙活動に力を入れまして、そして一方上京者の救済機関として気軽に相談所開設が急務ではないか、いわゆる役所式な相談所を設けまして、家出して来た者がとうてい来るわけがございせんので、いかにそういううらつぱな機関を設けまして、役所であるというやうな感じを持たしては家出娘等は来るわけがございせんというので、気軽に誰でも相談できるやうな相談所を開設することが急務だと、このために対策協議会といふものを作つて常時あれしていきなさいといふやうなところまで、実は相談がまとまつたのですが、予算等の処置がないためにこの対策協議会、相談所開設といふところまでは行つておりません。機運はそういうところまで来ておりまして、その方面についてできるだけ関係方面と協力してやつていきたい、かようなことではいたしております。まだ十分な成果も上つておりませんし、また事件としての取扱い件数も決して十分であるというやうなことは思ひませんので、今後できるだけ努力をいたしたいと思ひます。

○高橋進太郎君 もう一点だけ。先ほど労働省の婦人少年局長のお言葉では、どうも二言目には予算がないからといふことが理由になるのですが、私はやはり役所仕事というものはもう少し親切にやつていただくということが必要ではないかと思ひます。まあ自動車を買つたりする金はあるけれども、なかなかそうした街頭に出て相談所を作る金は予算がないと、こういう形ではいつまでたつても救えないのじゃないか、やはりいいことは私はほんとうに頼めば、駅前の所でも、上野駅前の構内でも机一つあれば、もや、やはりあたたかく相談に乗つてゆくと、要するにもう少し役所のものが街頭に出ていただく、人権擁護局みたようなのはそ

うであるべきだと思ひます。そこでお聞きしたいのは、そういう意味からいへば、麻薬取締官のやうに、何か人権擁護取締官といふか、あるいは人権取締官、あるいは人権擁護官とか、何かそういう特別な権限を持った従来の警察官ではやはりやういふ問題については、私から言ふとどうも先ほどの閣下長官の御答弁のやうに、どうもあれなんです、何か専任の麻薬取締官と同じやうな一つの特別な権限が必要にならうと思ひますが、その人にはある意味から言へば、相当の権限を与えて、そしてこういう問題について、専念してもう少しやつていただくといふやうにしたらと思ひますが、その点についてどうなんですか。

○政府委員(戸田正直君) 麻薬取締官といふやうな捜査をするやうな職員を持つたらどうかという御意見であります。一応それは将来の研究ということでお承りしたいのであります。ただ私としては従来の私のやつて参りました気持から申しますと、この問題だけに限つてそういうやうな取締りをする権限を持った調査官等を作つたらどうかということには、あえて反対はないのでございすが、ただ一般的に人権擁護局の職員が権限を、やういふ強制的な権限を持つ、取締り的な権限を持つといふことは実は私從來反対をいたして参つた。と申します。これはも長くありますので結論だけ申しますと、権限があるから乱用をされるのでありますから、もし人権擁護局の職員が人権擁護の仕事をする上にも行き過ぎてこれが乱用された、行き過ぎがあつたということがなりまして、人権を擁護せんとして人権を侵害してしまつたといふやうなことになる。これは、これは、人権擁護局の人権侵害に対して、これをさらにどこでどうするかといふことになりまして、私はきわめて重大な問題であると考えておりますので、今の場合私の考えとしては、人権擁護といふやうな仕事の性質上から見て、強力な警察あるいは検察等のお持ちになつて非常な危険があるのではないかと、いふやうなことを考えます。今の段階においては、私は一般的な人権擁護局の職務等に権限を持つといふことには直ちに賛成をいたしたくないのであります。従つて人権擁護局のする仕事も限界がございまして、また調査等にも非常に問題があり、ときには人権擁護局は一体何をしたいのかといふやうな御批判もあるかと存じますが、もつと根本的な問題を考えます場合に、私はそうした権限を持つといふことは今直ちに賛成いたしかねるのでございまして、ただ、今の人身売買等に限られた範囲において、そうしたものを持つたらどう

かというお説に對しましては、これは相當考慮する余地があるのではないか、かように考えます。

○政府委員(藤田たき君) ただいま高橋先生から、予算が少し少ないというような御注意を受けてまして、ごもっともだと存じますが、私どもが先ほど例にお示しいたしましたようなのは、ほとんど予算の範囲外にいたしておりますのでございますし、その上私どももいたしまして、さつき赤松先生からおっしゃって下さいました、婦人少年室協助員と申しますのは、私といたしまして予算が足りませんので、それにまた定員法というものによって縛られて、一人の職員の増加もできませんので、何とかそこを切り開いていきたいと思ひまして、一千名の協助員を全国に置いていただくことにいたしまして、この人たちに調査啓蒙の手伝いをしてもらう、ただいま人権擁護局長がおっしゃいましたように、権限を与えるというようなことはできませんのですけれども、婦人少年室長の監督のもとに婦人少年室長を助けるという意味でもって、この一千人の人たちに働いていただいて、人身売買、また売春を禁止するように、売春が行われないように努力いたしておるわけでございます。でございますけれども、もちろんまだ足りないところも、私どもの熱意において、また親切さにおいて足りないないことが多いと存じますけれども、女の婦人少年局といたしまして、できるだけ官僚的でないように努めておるののであります、今後とも一そう努力いたしたいと思つております。

○赤松常子君 齋藤長官に要望申し上げておきます。また、ぜひ積極的にお

願いしておきたいのですが、先
ほど長官がおっしゃいました、そうい

う転落女性が更生する施設がない、十分じゃないとおっしゃっていらつしやいます。もちろん十分じゃございませんけれども、すでに私立、それから宗教団体で作っております施設が全国で十七カ所ございますことを御承知のことと思います。その収容人員の能力は十分ございますけれども、まだ半分しか収容しておりませんものがあるので、これは私札幌でも拝見いたしました。これは三十人の収容人員で、その収容しておりますのはたつた十五人でありまして、これはいろいろ、なぜそういう施設があるのに入らないかということとこちらに問題があつて、もうあそこを出てく

るのは命がけなんです。せっかく出てもまたボスに追つかけられるというより、うなことがあつて、そういう場合に非常に警察力を発揮して、そういうボスをつかまえてくれるといひけれども、なかなかそういうこともない。それからまたそういう施設も知らない。出て行くのが容易でないものですから、せっかくあるのが十分使いきれないといふことであります。そういうことは、私どもまた考えるといひましても、どうぞ収容施設があるので、これををもつともつと連絡を密にして、分使つて下さいますように、そしてとしその収容施設の予算も三千万円計と上されておつたのですけれども、これを大蔵省が削ろうとしたことに對しまして、婦人団体が熱心に交渉して、その三千万円を獲得することに成功いたしております。少しではございますけれども、施設の芽は出ておるのでございますから、十分御利用下さいませう。

うに、もっと積極的に御要望いたします。

○中田吉雄君 齋藤長官にお尋ねしますが、人身売買にからんでの駐留軍をめぐつてのそういうものはどうなんでしょうか。私は人権じゅうりんの度合いにおいては何もつとたいま御説明にあつたようなのはひとひ人身売買、人権のじゅうりんのひどいがあると思うのですが、それはどうなんでしょうか。

○政府委員(齋藤昇君) ちよつとお尋ねの趣旨がわかりかねますが、駐留軍をめぐつての人身売買……。

○中田吉雄君 ええ、駐留軍をめぐつてそれにからまる人身売買はないですか。それに女を世話をする、そういうものはないですか。

○政府委員(齋藤昇君) 駐留軍人を相手にする婦人の多いことは事実でございます。これは、従いまして駐留軍を以て目当てにする婦人を獲得するための人身売買もこれは私は相当あると考へておりますが、ただ駐留軍関係は、日本人を相手にしている者よりも駐留軍と關係を相手にしている者の方が、いわゆる自由意思でやっている者はまだこちらのの方が多いと思ひます。ただそうかといつて駐留軍を相手にしておる女身売買的な行為をやつておるといふ事件もこれは相当ございます。

○中田吉雄君 じゃおこれの中にやはりそれも含まれているのですか。ただ大体ですね、合意で自由意思によるものとしてはほとんど治外法權を認めているように、かまわないといふことになつてゐるのですか。私はまあ西郷委員が言われたように、上野やあちらこちらでかくも公然とやられたといふこ

とは、やはり駐留軍がお手本を示して――それとの関係もやはり取り上げ

ないと、一般的な風潮というか、こういうものに対してをもつと酸腐な感じを与へるにはもつとはつきりしなければいけないと思う。自由意思で合意にやられてゐるものとしてほとんど不問にされているのですか。駐留軍相手にやられる人身売買はそういうものはないのですか。

○政府委員(齋藤昇君) 先ほど申し上げましたように、そういうものもないことはございません。その表の中にそういうものは入っておると思います。しかし先ほど申し上げましたように、駐留軍関係は何といえますか……。

○中田吉雄君 刑事裁判権。

○政府委員(齋藤昇君) 刑事裁判権の問題になりますと、これは駐留軍自身が人身売買をやつておるといふことは私聞いておりません。従つて駐留軍を相手にする婦人を獲得するために人身売買が行われるといふことは、これはあり得ます。これはこの中に入つております。

○中田吉雄君 それじゃ幾らくらいありますか。

○政府委員(齋藤昇君) ちよつと内訳はわかりません。

○中田吉雄君 それじゃその問題を別にして、警察がいろいろ発言があらつたように、自主的に独立性を守つてと言いますか、いろいろボスその他に影響されずにするといふことが大切なんでしょうが、警察法が變つて、警視總監に対して警察庁の発言権も強くなつたんですけれども、そういうことによつて、ともすれば言われておつたやうな關係はづつとなくなつて、独立

性は従来よりもつとよくなつたんで
しょうか。たとえば東京都庁の汚職に

しても、これを警察がやらずに検察庁がやったというところで非常に主体性というか、独立性というか、自分の上に乗っかってるものに対しては遠慮したようなことが、非常に世論でも問題になっておりますが、警察法が變つて、警視總監の任免に対して権限を持たれるようになってから、従来とは變つたんでしょいか。その点どうでしょう。

○政府委員(齋藤正君) 外部的にはつきりするほどにはどうかとまだ私は思いますが、気分をいたしましては相当変りつつあると、かように申し上げてよろしいかと思ひます。ただいまの都

庁の汚職の問題は、検査庁の手をつけました問題は、検査庁の手をつけておりません。それから警視庁が手をつけた問題は警視庁がやっております。警視庁自身も都庁の職員を相当取り調べをいたしておりますので、地方のボスとのつながりというような事柄も、一挙にというわけには参りますまいが、もし従前ありといたしましたならば、今後だんだん少くなっていくようになるのだらうと、かように考えております。

○中田吉雄君　それに関連して、やはり府県警察になってから、私はやはり県庁等からまる問題が起きても、なかなかその予算等の関係をめぐつて、従来よりめんどむなな関係が起きたんじやないかと思うのですが、そういうことはいいでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(齋藤昇君)　そういうこととありますが、しかし現在のところ

ろ、府県側に気兼ねをし、あるいは府県側の制肘によって思うことがやれなかったというようにには現在のところ聞いておりませんし、今後またそういうようにならないように指導いたして参りたい、かように考えております。

○中田吉雄君 警察庁からいただいたこの資料の中で、被害者の家庭生活の状況調査がありますが、先にも局長が、経済的な貧困が主のように言われ、われわれの通念としてもそう理解しておいたのですが、この資料によると、八千六百三十五件の中で、中流ないしは上流で、やはり千数百、中流家庭で千三百十三、上流家庭で四十三といふように一割五分もあるのですが、これは一体どうなんですか。性格的に、もうそういう先天的な性質と理解することもできぬと思うのですが、これは一体どういふうなことに理解しづらいのでしょうか。

○政府委員(中川重治君) 数字の説明でありますので、お答え申し上げます。ただいま御指摘の別表四は、各警察におきまして、生活状況を上中下といふように、比較的常識的に見て分けてみる、こういう照会を発しまして分けてみたところが、御指摘のように出たわけでありまして。結論は御指摘のように、上流もあることはあるんだが少い、下流になるに従って多くなる、こういう実情であります。原因の点は、犯罪社会学の問題になろうと思ひますが、原因の点まで詳細には調べていないのでございますが、大体いろいろケースを、地方の関係職員等の話を聞いて参りますと、その下流のもので生活に困った面で作っている傾向が非常に多いから、婦女子の関係の中では、

比較的收入の点なんかに関連して、こういう被害者になりやすい性格を持っている方がおりますので、そういう方が数字としては少いと思いますが、ケースに出てくるのはなかならうかと思ひますが、以上私は、いろいろ地方の関係職員の話を経合してお答えでございまして。

○中田吉雄君 中流の千三百といふのは、それはどうなんですか。

○政府委員(中川重治君) 千三百も、今言つたような感じを基礎にして申すのでございまして、そういう性格的なものも若干入つておる。そういう犯罪社会学の問題でありますから、多元的でありまして、生活の面に加えて性格と申しますか、この仕事によつて収入を得る方が、他のミシンその他によつて収入を得るよりも自分に向くと、こういうような性格を一部持つておる、こういうことであらうと思ひます。

○委員(小笠原二三男君) 本調査は適当な機会を見て、また続けることといたしまして、本日はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(小笠原二三男君) ではさよういたします。

午後二時三十分分休

○委員(小笠原二三男君) では、ただいまより委員会を再開いたします。銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案を議題に供します。本

案について御質疑のおありの方は御発言願ひいたします。

○小林武治君 この法律の名称についてこの前質問をしたのでありますが、これはいろいろの都合で今直せないといふことではあります、私どもが考えるには、この所持取締令というのはボツダム政令から出しておる。ボツダム政令というのは、占領政策を実施するために出た政令で、臨時的なものである。従つてこれの存続期限というものはおのづからその臨時性と、こういうふうな制限があるべきものと思ひます。このたひの改正のように、飛び出しナイフあるいはあいくち等、ほとんど恒久的の立法でもつていたすべき当然の私規定である、こういうふうな思ひの私規定であります、そのゆゑに思ひますれば、私はこういうボツダム政令などというものは全文改正を要してしまつて、なくしてしまふことが政府として私は当然すべきことでないか、このううううに思ひますのでありますが、私はこの前も質問して、この題名だけを変更したらどうか、こういうことを申したのであります、題名だけの変更では法律を引用する場合に困る、こういうふうな理由があると思ひますが、せつかくこのううううな改正をするのだからして、政令というふうなものはやめて、そうして銃砲刀剣類等所持取締法というふうなやつてしまふのが当然の行き方ではないか、こういうふうな思ひのであります、思ひ切つてその法律にしてしまふ、実体、形式ともに法律にしてしまふ、こういうことにつ

いていかでございせんか。すなわち私はこういう恒久的な法律について、依然としてボツダム政令でそのまゝ規定することは不適当である、こういうふうに考えるのが、政府全体の問題としてこの種のボツダム政令は、このううううな改正の機会において一切形式、実体ともに直す方がしかるべきものだと思ひます。この点をもう一度お考えを伺つておきたい。

○政府委員(齋藤昇君) 御趣旨の点はごもつとも存じますので、私どもとしては別にそういう意味では異論がないわけでありまして。ただ法制局としましては、法律体系全体として反対であるという意向なんぞございせんか、一つ法制局の意見をお聞きいただきまして、たゞのボツダム政令が、日本が独立をいたしました際にこれを存続せしめる法律によつて存続をさせることに相なりまして、その際に、ボツダム政令を依然法律として有効に存続させるというときに、全部従前の政令の名前で存続させることになつておるものですか、法制局がさうな意見を言うものかと考えております。私どもとしては異論はございせん。しかし法律体系全体からして法制局の意見を聞き願ひたいと思ひます。

○委員(小笠原二三男君) 速記をやめて。

○委員(小笠原二三男君) 速記をやめて。

○委員(小笠原二三男君) じゃ速記をつけて。

○伊能芳雄君 飛び出しナイフの犯罪に利用された統計が出ています、それが、その大ききによつての統計という

のは別にないですか。小さいものは利用されないとか、この統計じゃちよつとその寸法などの出たものがないように思ふけれども、何かそういう調査統計の結果が出たものはないですか。

○政府委員(中川重治君) ただいまの御質問の点は、御提出いたしました印刷物の資料で、二十九年中の資料でございまして、印刷物のうちで四十ページにございまして、四十ページの2の方でございまして、これがす法別の、刃渡りの長さ別の取締りの対象になつた数でございまして。これによりまして、ごらん通り五センチから六センチくらいのもので、それでずつと計上されているわけでございますが、まず当時の生産状況を調べてみぬとわかりませんので、当時の生産状況が四十ページに九の欄でございまして、二十九年中には大体まあこの九の統計で表示いたしましたごとく、七センチから十センチまでのものが一番多くて、その次に七センチと五センチの間のものが多く。生産がわり方五センチ以上のものに多く生産されておつた、こういう実情と合せて、警察がこういうものによつてめつてけるという場合においては大きいものほど目につきやすい、こういう実情から考え合せていただかぬといふかと思ひますが、そういう点を考慮に入れてごらんいただかすと、五センチ、六センチまでの分が全体の一・四割あつたといふことにならうかと思ひます。

○伊能芳雄君 そうすると概して言うように、五センチ、六センチといふような程度のものはまあ生産の関係もあるが、犯罪に利用された件数が少

いと、こういうことが言えるわけですから、この修正をしたいと思います。

○政府委員(中川善治君) 大勢的にはその通りでございます。

○委員長(小笠原三男君) 他に御発言ございませんか。御発言もないようでございますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原三男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお、修正意見のおありの方は討論中にお述べをお願いします。

○石村幸作君 私はただいまの銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案につきまして、一部を修正して賛成するものであります。提案理由には説明がありまます通り、空気銃の所持は現在無制限野放しでありまして、傷害等の事犯もあり、危険性が大きいに伴つておる。これを何とか制限をしたらどうかという世論も相当あるものであります。また飛び出しナイフにつきましても、現在の世相として不良少年、まあその他これを使用するのは非常におもしろくない結果が多々あるように思っています。よつてこれを相当制限を加えるということとはまことに時宜を得た措置と存じます。その他刀剣類、銃砲等の手続等の問題もこれは賛成するものであります。ただこの中の飛び出しナイフ等につきまして一部修正をいたしたいと存するのであります。ただいまその修正の内容を申し上げたいと存じます。この修正は、ただいま申し上げるように一つ修正をしたいので、皆さんの御賛同を得たいと思ひます。

銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第一条の改正規定中「あいにく及び」の下に「刃渡五・五センチメートルをこえる」を加え、「又はさやと刃体とが直線に固定するのための特殊の装置」を削る。

かく修正をいたしたのであります。その理由を簡単に申し上げます。と、原案は余りに画一的にすぎまして、いわゆる飛び出し式になつておるといふだけで、文房具にすぎない小さなナイフ、及び単にさやと刃体とが直線に固定するための装置を有するといふ理由だけで他に実用性のあるジャック・ナイフ類までを禁止しようとするのは行き過ぎであると思はれるのであります。これはもう少し実情に即して緩和する必要がある。これが修正の理由であります。そこで一言つけ加えておきたいのであります。このあいにくの製作等につきましても、またたいては制限からはずした直線固定式のナイフ、こういう面につきましても、製作面に対して行政的指導を与えていたで、そうしてこれが危険であるし、また実際使用する面からかんがみてこれが危険である、また実用に即しないというような面は一つ十分製作者に対して指導をしていただきたい、このう考えるものであります。

以上述べまして、私の賛成討論といたします。

○委員長(小笠原三男君) 他に御発言はございませんか。

○深川タマエ君 私は日本民主党を代表いたしましたして、石村委員御提出の修正案に賛成いたします。ただし、その

理由は、業者の方は製品のストックもあり、またすでに小売店へ出しているものが返品になるので損害が大きくて困るといふ御事情を陳情されましたので、業者の方々の立場を考慮いたしてのことでございます。私はやはり小学生などの年少者が、学校など多数人の集まつておる場所での飛び出しナイフを使用することに危険を感じますので、今後はなるべくこの種の品物をこれ以上たくさん作ることを自粛していただくことを望みます。しかし、現在ありますさやから出しにくい品物もまた子供には不便であると思ひますので、今後は危険のない実用的なものを御発明されることを望みまして、修正案に賛成いたします。なお、修正案を除きます全部に賛成いたします。

○委員長(小笠原三男君) 他に御発言はございませんか。――御発言がなければ、討論は終局したものと認め、直ちに採決に入ることにより御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原三男君) 御異議ないと認め、これより採決に入ります。まず、討論中にありました石村君提出の修正案の問題に供します。石村君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小笠原三男君) 全会一致と認めます。よつて石村君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小笠原三男君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって修正すべきものと議決せられました。

なお、委員長の本会議における口頭報告の内容、報告書の作成等につきましては、前例により便宜委員長に御一任願うこととして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原三男君) 御異議ないと認めます。よつてさよう決定いたします。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから本案を修正議決することに賛成の方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名
深川タマエ 若木 勝藏
有馬 英二 松澤 兼人
高橋進太郎 石村 幸作
西郷吉之助 小林 武治
伊能 芳雄 伊能繁次郎
岸 良一 島村 軍次

○伊能芳雄君 この法案はここで可決されましたが、あいにくの解釈というものには非常にデリケートな問題のようですが、警察がただ取締りの上で勝手な解釈をしないで、犯罪予防上客観的に妥当な取締りをするように、この点は一つ特に御注意を願ひたい。

もう一つは、ここに今固定装置を除き、また五・五センチをこえるものだけの取締り、つまり五・五センチ以下のものは前の通り野放しにしたわけですから、こういうものが今後犯罪にしばしば供用されるというふうな傾向が見えたとときには、われわれはただ新聞で知るだけで知らないでいますから、そう

いう状況が見えるようであれば、その状況を適切な時期に地方行政委員会に資料を付して明示されたい、こういうことを希望しておきます。

○委員長(小笠原三男君) 委員長からも付け加えて希望申し上げておきたいと存じますが、この直線式固定装置のそれが原案から削除せられましたことによつて、現行の飛び出しナイフを固定装置付きのナイフの方に生産がえをして、やはり大量販売しようといふことで、好奇心をねらつた悪用されやすい形態の固定装置ナイフが多く市販せらるるような状況が防犯上見られる際には、即刻当委員会に警察庁の方から御報告をお願いしたいと存じます。そのことによつて、当委員会としては再度検討するといふことが前提要件として先ほどの修正があつたことを念のため申し添えておきます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

六月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方交付税の拡大に関する請願(第七四六号)(第七七六号)

一、起債の拡大に関する請願(第七四七号)

一、娯楽施設利用税の適正化等に関する請願(第七四八号)

一、地方自治法一部改正反対に関する請願(第七五一号)(第七七二号)(第七七五号)

一、東京都水道事業拡張工事費の起債等に関する請願(第七五二号)

一、軽油自動車の自動車税引上げ反対に関する請願(第七五八号)(第七五九号)

第八二六号 昭和三十年六月十三日
受理

軽油自動車の自動車税引上げ反対に關する請願

請願者 群馬県前橋市岩神町六一前橋運送株式会社取締役社長 吉沢富三郎 外二名

紹介議員 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第七六一号 昭和三十年六月七日受理
クリーニング業者の事業税軽減に關する請願

請願者 東京都文京区新諏訪町一三東京都クリーニング商工業協同組合理事長 赤羽長一郎 外十三名

紹介議員 安井 謙君

クリーニング個人事業者は、第十六国会において改正された地方税法により特別所得税第二種業務として百分の八の標準税率の適用を受けていたが、第十九国会における同法の一部改正により、再び事業税第一種業務に移管され一般事業者が標準税率軽減の措置を講ぜられたのに、ひとり本業のみが標準税率をすえ置かれたのである。しかしながら本業個人事業者の経営規模はその殆んどが家族専従の零細企業であり今日の経済不況下その所得も減少し経営は非常に困難を極めているから、本業個人事業に対し、現行事業税標準税率百分の八を、百分の四に改めるとともに、併せて本業法人に対する事業税の標準税率を、現行所得五十万円以下百分の十及び所得五十万円をこえる金額百分の十二を、それぞれ所得八十万円以下百分の八及び所得八十万円以上百分の十に改正せられたいとの請願。

第八〇三三号 昭和三十年六月十日受理
クリーニング業者の事業税軽減に關する請願

請願者 群馬県太田市浜町三ノ一、〇三五群馬県クリーニング商工業協同組合太田支部内 沢本晴喜 外六十四名

紹介議員 飯島連次郎君
この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第八二二二号 昭和三十年六月十三日受理
クリーニング業者の事業税軽減に關する請願

請願者 岡山市桑田町四ノ三岡山県備南ドライクリーニング商業協同組合内 塩田春男 加藤 武徳君

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第七七七号 昭和三十年六月八日受理
地方財政再建促進特別措置法案反対に關する請願

請願者 長野県議會議長 黒岩市兵衛
紹介議員 棚橋 小虎君 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第七六九号 昭和三十年六月八日受理
クリーニング業者の事業税軽減に關する請願

請願者 群馬県前橋市諏訪町六六群馬県クリーニング協同組合前橋支部内 川岸芳太郎

紹介議員 鈴木 強平君
この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第七八二二号 昭和三十年六月八日受理
クリーニング業者の事業税軽減に關する請願

請願者 茨城県水戸市下金町一、五〇九茨城県洗染クリーニング商工業協同組合理事長 石井正勇

紹介議員 宮田 重文君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第七八三三号 昭和三十年六月八日受理
クリーニング業者の事業税軽減に關する請願

請願者 東京都杉並区大宮前六ノ三〇九杉並西部クリーニング組合内 鈴木忠重

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

少し、中央集権化とともに、地方自治の機能は完全に失われることになるから、地方自治の確立のため、右法案に反対し、(一)国の責任に帰する赤字は国の償還金を補てんすること、(二)再建債の利子補給は全額国で負担すること、(三)地方赤字額は全額これを承認し、国庫引受額は大幅に増額すること、(四)再建債の償還期限を十箇年に延長すること等について積極的措置を講ぜられたいとの請願。

第七九一号 昭和三十年六月九日受理
空気銃使用制限に關する請願

請願者 東京都中央区銀座東六ノ七全国空気銃製造販売協同組合内 佐々木 吉

紹介議員 秋山 長造君

空気銃による狩猟は、趣味及びスポーツとして世界的に隆盛しつつあるが、これを無秩序に使用させることは動物愛護の精神に反するばかりでなく、人畜危害の原因ともなるから、(一)空気銃の所持使用を狩猟用としては現行法通り満十八才以上とし射撃用は満十四才以上とする、(二)市街地における発射を全面的に禁止すること、(三)空気銃の製造及び販売を許可制とすること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第七九八号 昭和三十年六月十日受理
木材引取税撤廃に關する請願(六通)

請願者 北海道旭川市旭町六丁目日本木材工業株式会社内 松井耕造 外八百六十八名

紹介議員 有馬 英二君

木材引取税は、現在残された唯一の流通課税であつて、本税の存在は木材産業を圧迫するばかりでなく、ひいては治山治水、林業復興の障害となつており、課税標準にもきわめて不合理が存在しているから、すみやかに本税を撤廃せられたいとの請願。

六月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政再建促進特別措置法案に左の案件の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方自治法の一部を改正する法律案

地方財政再建促進特別措置法案(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、地方公共団体の財政の再建を促進し、もつて地方公共団体の財政の健全性を確保するため、臨時に、地方公共団体の行政及び財政に關して必要な特別措置を定めるものとする。

(財政再建計画の策定)

第二条 昭和二十九年において、歳入が歳出に不足するため昭和三十年度の歳入を繰り上げてこれに充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため昭和二十九年に支払うべき債務の支払を昭和三十年度に繰り延べ、若しくは昭和二十九年に繰り延べすべき事業を昭和三十年度に繰り延べすべき事業を行つた地方公共団体(以下「昭和二十九年の赤字団体」という。)で、この法律によつて財政の再建を行おうとする

るものは、当該昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治庁長官に申し出て、自治庁長官が指定する日（以下「指定日」という。）現在により、財政の再建に関する計画（以下「財政再建計画」という。）を定めなければならない。

2 前項の歳入又は歳出は、当該昭和二十九年度の赤字団体の一般会計及び特別会計のうち次の各号に掲げるものの以外のもに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業及び同法同条第二項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する地方公営企業以外の企業に係る特別会計

二 前号に掲げるもののほか、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係る特別会計

三 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

3 財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおおむね七年度以内に歳入と歳出との均衡が実質的に回復するように、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、財政の再建のため特に必要と認められる昭和二十九年度の赤字団体に限り、一 財政の再建の基本方針
二 次に掲げる財政の再建に必要

な具体的措置及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額

イ 第十二条の規定による地方債の償還を含めて、毎年度実質上歳入と歳出とが均衡を保つことを目標とする経費の節減計画

ロ 指定日の属する年度以降の年度分の租税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画及びその実施の要領

ハ 指定日の属する年度の前年度以前の年度分の租税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画及びその実施の要領

ニ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項各号若しくは第五号第二項各号に掲げる普通税について標準税率（個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。）をこえる税率で課し、又は同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規定による普通税を課することによる租税の増収計画

三 指定日の属する年度以降第十二条の規定による地方債の償還を完了する年度までの間における各年度ごとの歳入及び歳出に関する総合的計画

四 第十二条の規定による地方債の各年度ごとの償還額

五 前各号に掲げるもののほか、財政の再建に必要な事項

昭和二十九年度の赤字団体に第

一項の規定による財政の再建の申出をしないものがある場合においては、自治庁長官は、当該昭和二十九年度の赤字団体に對し、この法律の規定によつて財政の再建を行ふべきことを勧告することができる。

（財政再建計画の承認及び予算の調製）

第三条 前条第一項の規定による財政再建計画は、昭和二十九年度の赤字団体の長が作成し、当該昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決を経て、自治庁長官の承認を得なければならない。この場合において、自治庁長官は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付け、又は変更を加えた上、当該財政再建計画を承認することができる。

2 自治庁長官は、前項の規定により財政再建計画を承認しようとする場合において、当該財政再建計画のうち、各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が所掌する事業で国が負担金、補助金その他これに類するもの（以下「負担金等」という。）を支出するものに係る部分が含まれているときは、あらかじめ、当該負担金等に係る事業を所掌する各省各庁の長に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、財政再建計画について承認を得た昭和二十九年度の赤字団体（以下「財政再建団体」という。）が当該財政再建計画

について変更（政令で定める軽微な変更を除く。）を加えようとする場合について準用する。

4 災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要を生じたが、あらかじめその変更について自治庁長官の承認を得ないときは、財政再建団体は、事後において、遅滞なく、その変更について自治庁長官の承認を得なければならない。第一項後段及び第二項の規定は、この場合について準用する。

5 財政再建団体の長は、財政再建計画に基いて予算を調製しなければならない。

（財政再建計画の公表）

第四条 財政再建団体は、財政再建計画の承認があつた場合において、その要領を住民に公表しなければならない。財政再建団体が自治庁長官の承認を得て財政再建計画を変更した場合においても、また同様とする。

（財政再建計画の承認の通知）

第五条 自治庁長官は、財政再建計画を承認した場合においては、遅滞なく、当該財政再建計画に含まれている国が負担金等を支出する事務に関する部分を当該負担金等に係る事務を所掌する各省各庁の長に通知しなければならない。

2 自治庁長官は、市町村に係る財政再建計画を承認した場合においては、その旨及び当該財政再建計画の要旨を、遅滞なく、関係都道府県知事に通知しなければならない。

（国、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力）

第六条 国、他の地方公共団体及び公共的団体その他これに準ずる団体は、財政再建計画の実施について、当該財政再建団体に協力しなければならない。

（国の直轄事業の実施に関する自治庁長官への通知）

第七条 各省各庁の長は、土木事業その他の政令で定める事業を財政再建団体に負担金を課して国が直轄で行おうとするときは、当該事業の実施に着手する前（年度を分けて実施する場合にあつては、年度ごとの事業の実施に着手する前）に、あらかじめ、当該事業に係る経費の総額及び当該財政再建団体の負担額を自治庁長官に通知しなければならない。当該事業の事業計画の変更により財政再建団体の負担額に著しい変更を生ずる場合においても、また同様とする。

（長と委員会等との関係）

第八条 財政再建団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関は、その所掌事項のうち、財政再建計画の達成のため必要な予算の執行その他政令で指定する事項の執行については、あらかじめ、当該財政再建団体の長に協議しなければならない。

（都道府県教育委員会と市町村教育委員会との関係）

第九条 財政再建団体である都道府県においては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第

百三十五号) 第一条及び第二条に規定する職員(以下「市町村立学校職員」という。)の当該都道府県の区域内にある市町村ごとの定数は、同法第三条の規定にかかわらず、当該都道府県の教育委員会があらかじめ当該市町村の教育委員会の意見を聞いて定めるものとする。

財政再建団体である都道府県の教育委員会は、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する給料その他の給与について教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の四第一項又は市町村立学校職員給与負担法第四条第一項の規定により定められている当該都道府県の条例の実施については、当該都道府県の区域内の市町村の教育委員会に対し、当該都道府県の財政の再建のため必要と認められる一般的指示をすることができる。

第十條 財政再建団体は、他の法令の規定にかかわらず、財政再建計画で定めるところにより、それぞれ条例、規則、当該財政再建団体に置かれている委員会若しくは委員の定める規則その他の規程で、議会、長又は当該委員会若しくは委員若しくは委員会の管理に属する機関（以下本条中「委員会等」という。）の事務局、局部その他の事務局（以下本条中「事務局等」という。）の部課の数を減ずることができる。

財政再建団体の長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第百八十条の三の規定にかかわらず、財政再建計画で定めるところにより、長の事務を補助する職員を議会の議長若しくは委員会等の命を受けて議会若しくは委員会等の事務局等の所掌する事務に従事させ、又は当該長の事務を補助する職員を議会若しくは委員会等の事務に従事する職員と兼ねさせることができる。

(長と議会との関係)

第十一條 昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決が第一号若しくは第二号に該當し、又は財政再建団体の議会の議決が第三号若しくは第四号に該當すると認められる場合においては、当該昭和二十九年度の赤字団体又は財政再建団体の長は、それぞれ当該議決があつた日から起算して十日以内に、理由を示してこれを再議に付することができる。

- 一 第二条第一項の規定による財政の再建の申出に関する議案について否決したとき。
- 二 第三条第一項の規定による財政再建計画に関する議案を否決したとき。

三 第三条第三項の規定による財政再建計画の変更に関する議案を否決したとき。

四 自治庁長官の承認を得た財政再建計画の達成ができなくなる

と認められる諸法をしたとき

2 前項の場合において、議会の議決がなお同項各号の一に該当する

と認められるときは、当該昭和二十九年度の赤字団体又は財政再建

団体の長は、当該議決を不信任の議決とみなすことができる。

昭和三十九年度の赤字団体の議案が第一号又は第二号に掲げる議案について、財政再建団体の議案が第三号又は第四号に掲げる議案について、それぞれ当該昭和二十九年年度の赤字団体又は財政再建団体の長が当該議案を提出した日から起算して三十日以内に議決しな

の場合又は当該議案を提出した議会の会期中に議決しない場合においては、当該昭和二十九年年度の赤字団体又は財政再建団体の長は、当該議案を提出した日から起算して三十日を経過した日又は当該議会の会期が終了した日の翌日から起算して十日以内に、当該議案を

再提出することができる。この場合において、議会が閉会中であるときは、当該議案が提出された議会の会期が終了した日の翌日から起算して十日以内に議会を招集しなければならぬ。

- 一 第二条第一項の規定による財政の再建の申出に関する議案
- 二 第三条第一項の規定による財政再建計画に関する議案

三 第三条第三項の規定による財政再建計画の変更に関する議案

4
昭和二十九年度の赤字団体又は

財政再建団体の議会が前項の規定により再提出された議案について、なおその再提出された日から

起算して三十日以内又は当該招集
された議会の会期中に議決しない

場合においては、第二項と同様とする。

5 地方自治法第百七十八條第一項
後段及び第二項の規定は、第二項
又は前項の規定により昭和二十九
年度の赤字団体又は財政再建団体
の長が不信任の議決があつたもの
とみなした場合について準用す
る。この場合において、同法同条
第一項後段中「通知をうけた日か

「議決があつた日」から起算して十日以内」と、前項の場合にあつては「議案を再提出した日」から起算して四十日以内又は当該議会の会期が終了した日の翌日から起算して十日以内」と読み替へるものとする。

(財政再建債)
第十二条 財政再建団体は、昭和二十九年度における歳入の不足に充てるため及び第三条第一項の規定による財政再建計画の承認があつた日から財政再建計画による財政

の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に、財政再建計画に基づく職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した職員

(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。)

又、市町村立学校職員（以下本条中「退職職員」という。）に支給すべき退職手当の財源に充てるため、

地方財政法第五條第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定による地方債（以下「財政再建債」という。）の額は、次

の各号に掲げる金額の範囲内で当該財政再建団体の財政の再建のため

一 昭和二十九年年度において歳入が歳出に不足するため、昭和三十年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額

二 実質上歳入が歳出に不足するため、昭和二十九年年度に支払うべき債務でその支払を昭和三十

十九年度に繰り延べた額又は昭和二十
九年度に繰出すべき事務に係る歳出予算の額で昭和三十年年度
に繰り越した額から当該支払又は事業の財源に充当することが
できる特定の歳入で昭和二十九
年度に収入されなかつた部分に
相当する額その他政令で定める

額を控除した金額

三 退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てゐるため必要な金額

3 国は、財政再建団体が第一項の規定により起した財政再建債のうち

ち国以外のものが引き受けたものについて、昭和三十年度以降において当該財政再建債の債権者の由出があつたときは、資金運用部資

金(資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六条の資金運用部資金をいう。)又は簡易生命保険

及郵便年金特別会計の積立金（以下本条中「政府資金」という。）の状況に、百五十億円を限度とし

て、なるべくすみやかに、当該財政再建団体が直ちに当該債権者

に係る財政再建債の償還に充てることを条件として、政府資金を当

る場合においては、この限りでない。

2 昭和二十九年年度の赤字団体又は昭和三十年年度以降の赤字団体は、当分の間、他の地方公共団体又は公共的団体その他政令で定める者に対し、寄附金、負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。）を支出しようとする場合においては、政令で定めるところにより、あらかじめ自治庁長官の承認を得なければならぬ。

第二十四条 地方公共団体は、当分の間、職制若しくは定数の改定又は予算の減少により職員を退職させる場合（市町村立学校職員については、その定数に関する都道府県の条例の改正又は予算の減少により都道府県の教育委員会が都道府県知事と協議して定めた市町村立学校職員の整理の計画に基いて退職させる場合）においては、その退職する職員又は市町村立学校職員に支給する退職手当の財源に充てたるため、地方財政法第五条第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 地方公共団体は、当分の間、国（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の規定に基づき設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する地方支分部局並びに裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。）以下同じ。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これ

に相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国に移管しようとする場合における国と当該地方公共団体との協議に基いて支出する寄附金等であらう自治庁長官の承認を得たものについては、この限りでない。

（自治庁長官の権限の委任）

第二十五条 自治庁長官は、政令で定めるところにより、この法律に定める自治庁長官の権限のうち市町村に係るものの一部を都道府県知事に委任することができる。

（政令への委任）

第二十六条 この法律に定めるもののほか、市町村の設置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項中地方財政法第五条第三項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 第二十四条第二項本文の規定は、この法律（前項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日前においてなされた国と地方公共団体との契約に基いて、当該地方公共団体が寄附金等を支出する場合については、適用しない。

3 昭和三十年年度に限り、第二条第三項第二号中「個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする」とあるのは、「個人に

対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とし、個人に対する市町村民税の所得割にあつては、地方財政法第五条第三項の規定によつて算定した率とする」と読み替へるものとする。

4 自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律

第 号）の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定により財政再建団体の監査し、及び監督すること。

第九号中第十八号を第十九号とし、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十八 地方財政再建促進特別措置法の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定により財政再建団体について、その財政を監査し、及び監督すること。

第十七条中第十五号を第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五 地方財政再建促進特別措置法の規定による地方公共団体の財政再建計画及びその変更の承認、同法第二条第四項の規定による勧告並びに同法第二十一条の規定による財政再建団体の監督に關すること。

第二十四条の二を第二十四条の三とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

（財政再建債償消促進審議会）

第二十四条の二 自治庁に、財政再建債償消促進審議会を置く。

2 財政再建債償消促進審議会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、地方財政再建促進特別措置法第十六条の定めるところによる。

5 地方財政法の一部を次のように改正する。

第五十条第三項を次のように改める。

3 第一項第五号の場合における普通税の標準税率は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百三十三条第二項の規定により課税総所得金額を課税標準とし、又は同法同条第三項の規定により課税総所得金額から所得税額を控除した額を課税標準として市町村民税の所得割を課する場合にあつては、当該市町村の市町村民税の所得割の総額が同法同条第一項の規定により所得税額を課税標準として同項に規定する標準税率で課した場合における市町村民税の所得割の総額と同額となる税率とする。

第十二条第二項中「国家地方警察」と警察庁に改める。

地方財政法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第七号及び」を削る。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

地方自治法目次中「第十一章 補助則」を「第十一章 大都市に關する特例」に改める。

第二条第三項第十二号中「不良地区改良事業」を「土地区画整理事業」に改め、同項第十四号中「史跡」を「建造物、絵画、芸能、史跡」に、「記念物」を「文化財」に改め、同項の次に次の三項を加える。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項に掲げるものを除き、前項に例示されているものとする。但し、第五項第四号に掲げる事務については、その規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第三項に例示されているような第二項の事務で、概ね次のような広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、市町村に關する連絡調整に關するもの及び市町村が処理することができないか又は不適当であると認められる程度の規模のものを処理するものとする。

一 地方の総合開発計画の策定、治山治水事業、電源開発その他水利事業、林産資源、水産資源、その他の天然資源の保全及び開発、産業立地条件の整備、

道路、河川、運河その他の公共施設の建設、改良及び維持管理、開拓、干拓その他大規模な土地改良事業の施行等が広域にわたる事務に關すること。

二 義務教育その他の教育の水準の維持、文化財の保護及び管理の基準の維持、警察の管理及び運営、社会福祉事務及び社会保険事業の基準の保持、医事及び薬事の規制、伝染病の予防その他公衆衛生の水準の維持、労働争議の調整その他労働組合及び労働関係に関する事務、職業安定に関する事務、土地の収用に關する事務、各種營業の許可その他の規制、計量器の検査、各種生産物の検査その他の取締、各種の試験及び免許に関する事務、工業、人口動態等主要な統計調査、国民健康保険組合その他の公共的団体の監督等で統一的な処理を必要とする事務に關すること。

三 国と市町村との間の連絡、市町村の組織及び運営の合理化に關する助言、勧告及び指導、市町村相互間における事務処理の緊密な關係を保持させるためのあつせん、調停及び裁定、市町村の事務の処理に關する一般的基準の設定、訴訟の裁決等市町村に關する連絡調整の事務に關すること。

四 高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校、研究所、試験場、図書館、博物館、体育館、美術館、物品陳列所、病院及び療養所その他の保健医療施設、授産施設、養老施設その他の社

会福祉施設、労働会館その他の労働福祉施設、運動場等の營造物の設置及び管理、文化財の保護及び管理、生活困窮者、身体障害者の保護、罹災者の救護、土地區画整理事業の実施、農林水産業及び中小企業その他の産業の指導及び振興、特産物の保護奨励に關する事務等市町村が処理することができないか又は不適当であると認められる程度の規模の事務に關すること。

都道府県及び市町村は、その事務を処理するに當つては、相互に競合しないようにしなければならない。

第八條の二第一項中「第二條第十項」を「第二條第十三項」に改める。

第九十二條の次に次の一條を加える。

第九十二條の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に對し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体の對して經費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に對し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができな

第九十六條第一項第七号及び第九号中「条例で定める」の下に「重要な」を加える。

第九十二條第一項中「定例会」を「通常会」に改め、同條第二項を次のように改める。

通常会は、毎年二月又は三月にこれを招集しなければならない。その会期は、都道府県及び第二十五條の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、市町村にあつては五日乃至十五日を例とする。

第九十九條第一項から第四項までを次のように改める。

都道府県及び人口五万以上の市の議会は、当該普通地方公共団体の事務に關する条例の制定改廃、予算等の事項の審査のため、条例で、左に掲げる常任委員会を置くことができる。

一 法規委員会

二 歳入委員会

三 歳出委員会

四 決算委員会

五 一般議案及び請願委員会

前項の議会は、議会の運営のため特に必要があるとき認めるときは、同項に掲げるものの外、条例で、議会運営委員会を置くことができる。

常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除く外、議員の任期中に在任する。

議員は、それぞれ一箇の常任委員となる。但し、議会運営委員となる者については、同時に二箇の常任委員となることを妨げない。常任委員会は、議会としての一体的な機能がそなわれることがないよう組織され、且つ、運営されなければならない。

第九十九條第五項中「陳情等」を「請願等」に改め、同條第六項中「事件」を「議案」に改める。

第一百十條第二項中「事件」を「議案その他の特定の事件」に改め、同條第三項本文中「事件」を「議案その他の特定の事件」に、同項ただし書中「事件」を「議案」に改め、同條第四項中「第五項」を「第五項及び第六項」に改める。

第一百十條中「常任委員会及び特別委員会」を「委員会」に改める。

第一百十二條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定により議案を提出するに當つては、議員の定数の六分の一以上の者の賛成がなければならない。

第一百十二條第二項中「前項」を「第一項」に改める。

第一百十五條の次に次の一條を加える。

第一百十五條の二 普通地方公共団体の議会が議案に對する修正の動議を議題とするに當つては、議員の定数の六分の一以上の者の賛成に

若しくは「に」改め、「一身上に關する事件」の下に「又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接特別の利害關係のある事件」を加える。

第一百十八條第五項を次のように改める。

第一百十八條第六項中「決定は、」を「決定又は前項の規定による裁決は、」に改める。

第一百二十一條中「公安委員会の委員」を「公安委員会の委員長」に改める。

第一百二十二條中「提出することができ、」を「提出しなければならない」に改める。

第一百三十二條中「議會」を「議會又は委員会」に改める。

第一百三十四條第一項中「及び會議規則」を「並びに會議規則及び委員会に關する条例」に改める。

第一百三十五條第一項の次に次の一項を加える。

懲罰の動議を議題とするに當つては、議員の定数の六分の一以上の者の賛成に

「第一項」に改める。

「第一項」に改める。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、普通地方公共団体の長の事務を補助する吏員その他の職員を以てこれと兼ねさせることができる。この場合においては、第六十六條第二項において準用する第六十四條第二項の規定にかかわらず、助役を以て書記長又は書記と兼ねさせることを妨げない。

第二編第七章第一節中第三十八條の四の次に次の一條を加える。

第三十八條の五 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機關の権限に屬する事務を分掌させるため、必要な

行政機関（駐在機関を含む。以下同じ。）を設けることができる。

前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、法律に特定のあるものを除く外、条例でこれを定める。

第四條第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。

都道府県が第一項の行政機関を設けるに当つては、特に都道府県の行政機能を総合的に發揮し、あわせて市町村の行政との有機的な連けを保持するため、当該事務の必要度及びその所管区域内の市町村の数、規模その他の事情を考慮し、すべての行政機関を通じて統一的且つ合理的な配置となるよう努めなければならない。

第四十二條中「又は当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長若しくはその団体の長の委任を、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任に、」を「又はこれを準ずべき者」を「若しくはこれらに準ずべき者」に改める。

第五十五條第二項から第五項までを削る。

第五十六條第一項中「前条第一項を、前条」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項を、前項」に改める。

第五十八條第一項中「都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、都道府県に条例で左の局部を置くものとする。」を「都道府県知

事の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、都に十局、道に九部、人口二百五十万以上の府県に八部、人口百万以上二百五十万未満の府県に六部、人口百万未満の府県に四部を置くものとし、その局部の名称及びその分掌する事務を例示すると、概ね次の通りである。」に改める。

第五十八條第二項中「局部の名称若しくはその分掌する事務を変更し、又は」を削り、「第九項及び第十項を、第十二項及び第十三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による局部の数を超えて局部（室その他これに準ずる組織を含む。以下本条中同じ。）を置くときは、予め内閣総理大臣に協議しなければならない。

第五十八條第三項中「前項の規定により」を「都道府県知事は、」に、「事務を変更し、」を「事務を定め、若しくは変更し、」に、「都道府県知事は、」を「滞滞なくその旨を」に改め、同条第六項中「第九項及び第十項を、第十二項及び第十三項」に改める。

第七十條第一項中「出納を、現金又は物品の出納」に改める。

第七十一條第一項及び第二項中「出納員を、出納員及び分任出納員」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

分任出納員は、出納員の命を受けてその出納事務の一部を分任する。

第七十一條第四項中「出納員を、出納員及び分任出納員」に改める。

第七十六條第五項を次のように改める。

前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては内閣総理大臣、市町村長にあつては都道府県知事に對し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査の請求をすることができ。

前項の請求があつた場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができ。

第五項の規定による請求に係る審査の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に訴出することができ。

第七十八條第一項中「不信任の議決を、」を「不信任の議案を可決し、又は信任の議案を否決」に改め、同条第二項中「不信任の議決を、」を「不信任の議案を可決し、若しくは信任の議案を否決し、」に改め、同条第三項を次のように改める。

前二項の規定による不信任の議案の可決及び信任の議案の否決については、議員定数の過半数の者の同意がなければならない。

第一項の規定による不信任の議

案は、当該普通地方公共団体の長の就職の日から一年間は、これを提出することができない。

第八十二條の二中「委員の同意を得て、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員の下に、若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員を加える。」

第八十條の三「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員の下に、若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員を加える。」

第八十條の八を第八十條の九とし、第八十條の七を第八十條の八とし、第八十條の六中「当該普通地方公共団体の長の同意を得て、」を「当該普通地方公共団体の長と協議して、」に、「区の事務所」を「第二十五條の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所」に改め、同条を第八十條の七とし、第八十條の五を第八十條の六とし、第八十條の四第三項及び第四項を次のように改める。

第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならぬ委員会は、左の通りである。

一 農業委員会

二 固定資産評価審査委員会

第一項及び前項に掲げるものの外、執行機関として、法律の定めるところにより、第二百五十二條の十九第一項に規定する指定都市に人事委員会を置かなければならない。

前四項の委員会の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならない。

ならないものとされているものの組織を定めるに当つては、当該普通地方公共団体の長が第五十八條第一項、第二項、第六項又は第七項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

第八十條の四に次の一項を加え、同条を第八十條の五とする。

普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に關し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対しその職務に關し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができな

い。

第二編第七章第二節第五款中第八十條の三の次に次の一條を加える。

第八十條の四 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があるとき認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第二百十五條第四項の規定は、過料の処分を受けた者がその処分に不服がある場合にこれを準用する。

第二百二十四條第五項中「及び第二項」を削り、同条に次の一項を加える。

第二百十五條第四項の規定は、第三項の規定による決定で第二項の申立に係るものにこれを準用する。

第二百二十五條第六項から第八項までを次のように改める。

前三項の規定による処分は異議がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に、普通地方公共団体の長に異議の申立をすることが出来る。

前条第三項乃至第五項の規定は、前項の規定による異議の申立にこれを準用する。

第二百三十四條第一項中「年度開始前に、」を「遅くとも年度開始の十日前までに、」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、普通地方公共団体の長は、通常会の会期の始めに当該予算を議会に提出するようになければならない。

第二百三十六條の次に次の一条を加える。

第二百三十六條の二 歳出予算の費目の中その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することが出来る。

第二編第九章第四節第二百三十九條の次に次の二条を加える。

第二百三十九條の二 普通地方公共団体の長は、予算の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、予算の執行について権限を有する委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関に対して、収入及び支出の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況を实地について調査し、又はその結果に基いて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者若しくは補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付を受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、自らその状況を調査し、若しくは報告を徴し、又は監査委員に要求してこれらの監査をさせ、若しくは報告を徴させることができる。

第二百三十九條の三 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、この法律に特別の定があるものを除く外、これがため必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込が得られるまでの間は、これを議会に提出することができない。

普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、こ

れがため必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正することができない。

第二百四十二條第一項前段中「これを」の下に「出納閉鎖後三箇月以内に」を加え、同項後段を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定により決算を議会の認定に付するに当つては、普通地方公共団体の長は、当該決算に係る会計年度中の各部門における主要な施策の成果その他予算の執行の実績について報告しなければならない。

第二百四十二條第三項中「議会の議決」の下に及び前項の規定による報告を加える。

第二百四十三條第一項中「議会の同意を得たときは、」を「条例で定める場合に該当するときは、」に改め、同条第二項中「その重要なものを」を「特に重要なものを」に改める。

第二百四十四條の次に次の二項を加える。

前項の規定は、副出納長又は副収入役、出納員、分任出納員その他法令の規定により出納事務を掌る職員が上司の命を受けて保管する現金又は物品を亡失又はき損した場合においても、また、適用があるものとする。

前二項の場合において、第一項の規定中監査委員の監査又は審査に関する部分は、監査委員を置かない市町村については、これを適用しない。

第二百四十六條の次に次の三条を加える。

第二百四十六條の二 内閣総理大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反し、又は確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事務の適正な執行を欠き、且つ、明らかに公益を害しているものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体又はその長に対し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の条例、議会の議決又は法令の規定に基きその義務に属する事務の管理及び執行を明らかに怠つてゐると認めるときも、また、同様とする。

内閣総理大臣の前項の規定による措置は、当該事務を担当する主務大臣の請求に基いて行ふものとする。

第二百四十六條の三 内閣総理大臣は、第二百四十五條の三第二項及び前条第一項の規定による権限の行使のため、その他普通地方公共団体の適正な運営を確保するため、都道府県知事をして、市町村についてその特に指定する事項の調査に当らせることができる。自治庁長官が第二百四十六條の規定による権限を行使する場合においても、また、同様とする。

第二百四十六條の四 主務大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に關し、普通地方公共団体の処理する事務又はその長、委員会その他の機関の管理し及び執行する事務について検査又は監査する権限を有する場合においては、自ら当該検査又は監査を行わないうで、当該普通地方公共団体の監査委員をして検査又は監査を行わせることができる。この場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員は、主務大臣又は都道府県知事の指揮監督を受けるものとする。

主務大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に關し、その権限に基いて、普通地方公共団体の処理する事務又はその長、委員会その他の機関の管理し及び執行する事務について自ら検査又は監査を行ふ場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るようにならなければならない。

前項の場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員は、主務大臣又は都道府県知事の行ふ検査又は監査に資するため、当該監査について必要な資料を提供し、又はこれに立ち會ひ等当該検査又は監査に協力しなければならぬ。

第二百五十條の次に次の一条を加える。

第二百五十條の二 都道府県及び市町村は、相互に協議の上、都道府県又は市町村が処理している第二編第五項第四号に掲げる事務については、その全部又は一部を相互に移譲を受けて自ら処理することができる。但し、法律又はこれに

第二百五十五條の二 この法律に特別の定めがあるものを除く外、この法律の規定による普通地方公共団体の機関の処分不服がある者は、都道府県の機関が行う処分については内閣総理大臣、市町村の機関が行う処分については都道府県知事に訴願することができる。

第二百五十五條の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の規定による訴願の提起又は審査の請求があつた場合において、訴願を提起し若しくは審査の請求をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるときは、第二百五十一條第二項の規定により自治紛争調停委員を任命し、その審理を経た上、訴願を裁決し、又は審査の裁定をするものとする。

第二百五十八條の次に次の一条を加える。

第二百五十八條の二 この法律の規定による審査の裁定は、審査の請求を受けた日から九十日以内にこれをするものとし、その期間内に審査の裁定がないときは、審査の請求を斥ける旨の裁定があつたものとみなすことができる。

審査の請求があつても、審査に係る手続その他の行為の執行は、これを停止しない。但し、行政庁は、職権により又は関係人の請求により必要と認めるときは、これを停止することができる。

審査の裁定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

第二百六十四條第二項中「第六項」を「第九項」に改める。

第二百七十七條中「第八十條の第四項」を「第八十條の第五第三項」に、「第二百二條の第二第三項、第七項及び第八項」を「第二百二條の第二第三項乃至第五項」に改める。

第二百八十一條第二項第六号中「及び公共便所」を「公共便所及び公衆用ごみ容器」に改める。

第二百八十七條第三項中「及び第四百四十一條第二項」を「第四百四十一條第二項及び第九十六條第二項」に、「第二百七十八條又は第二百八十三條において」を「これらの規定を」に改める。

附則第四條に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、条例で、必要な地に労働事務所を置くことができる。

附則第七條を次のように改める。

第七條 都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下本条中「退職年金条例」という。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。）中政令で定める者（以下本条中「都道府県の職員」という。）であつた者が恩給法第十九條に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中同じ。）となつた場合において、その者に同法の規定を適用し、又は雇用するときは、政令で定めるところにより、都道府県の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員としての在職年数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算する。但し、恩給法

第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員としての在職年数教以外の都道府県の職員としての在職年数は、この限りでない。

都道府県の職員が引き続いて公務員となつた場合について前項の規定を適用するときは、恩給法第二条第一項に規定する一時恩給又は一時扶助料に関する同法の規定の適用又は準用については、これを動続とみなす。

前二項に定めるものの外、恩給の基礎となる在職年の通算に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

別表第一中第一号の三を第一号の五とし、第一号の二の次に次の二号を加える。

一の三 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の定めるところにより、国の機関が当該都道府県の区域において行う国土調査の実施方法について意見を述べること。

一の四 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の定めるところにより、主務大臣が毎年度作成する離島振興計画の実施のために必要な事業計画に基き事業を実施すること（離島振興対策実施地域に指定された離島を管轄する都道府県に限る。）

別表第一第五号中「ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、これに必要な器具、薬品その他の物件を設備し、」を「市町村に対し、市町村が行うねずみ族、こん虫等の駆除に關し計画

の樹立、実地の指導その他必要な措置を講じ、」に改める。

別表第一第七号を次のように改める。

七 かい予防法（昭和二十八年法律第二百四十四号）の定めるところにより、物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行うこと。

別表第一第七号の次に次の一号を加える。

七の二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の定めるところにより、市町村が支弁した予防接種のための費用の一部を支出すること。

別表第一第九号の次に次の一号を加える。

九の二 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の定めるところにより、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を、一定の計画に従つて収集し、処分し、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地若しくは建物の占有者又は工場、事業場等で清掃作業を困難にし、若しくは清掃施設を損うおそれがある汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物の処理方法を命令し、並びに特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の必要と認めるところに、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを維持管理し、並びに汚物取扱業の許可に関する事務を行い、及び大掃除の実施計画を定めること（都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。）

別表第二十号中「負担すること。」を「負担し、並びに育成医療の給付若しくは補装具の交付等を受け、児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された児童等又はその扶養義務者に負担能力のないときに当該費用を負担すること。」に改める。

別表第二十二号を次のように改める。

二十二 急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三十五号）の定めるところにより、農業振興計画に基き農業振興事業を実施すること（急傾斜地帯の指定に係る都道府県に限る。）

二十二の二 渾田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三十五号）の定めるところにより、農業改良計画に基き事業を実施すること（渾田単作地域の指定に係る都道府県に限る。）

二十二の三 海岸砂地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第七十二号）の定めるところにより、農業振興計画に基き事業を実施すること（海岸砂地帯の指定に係る都道府県に限る。）

別表第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 有畜農家創設特別措置法（昭和二十八年法律第二百六十号）の定めるところにより、主務大臣の定める有畜農家創設基準に従い有畜農家創設計画を定めること。

別表第二十五号中「菌の検定施設を、菌検定所に改める。」

別表第一中第二十八号を削り、第二十八号の二を第二十八号とする。

別表第一第二十九号の次に次の三号を加える。

二十九の二 学校図書館法（昭和二十八年法律第八十五号）の定めるところにより、学校図書館を設置すること。

二十九の三 盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に關する法律（昭和二十九年法律第四十四号）の定めるところにより、その区域内に住所を有する学齢児童生徒の盲学校、ろう学校又は養護学校への就学のため必要な経費のうち教科用圖書の購入費、学校給食費等の全部又は一部を支弁すること。

二十九の四 へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四十三号）の定めるところにより、必要に応じてへき地学校に勤務する教員の養成施設を設置し、並びにへき地学校に勤務する教職員の採用について必要な指導等を行うこと。

別表第一第三十号中「採用候補者名簿」を「採用志願者名簿」に改める。

別表第一第三十二号中「指定を受けて」の下に「重要文化財、重要民俗資料及び」を加える。

別表第一第三十三号中「昭和二十三年法律第三十五号」を削る。

別表第一に次の一号を加える。
三十八 道路交通取締法（昭和二十二年法律第三十号）の定めるところにより、危険防止その他の交通の安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車若しくは軌道車の最高制限速度を定める等道路交通の規制を行うこと。

別表第二第一号中（二）を削り、（一）の二を（二）とする。
別表第二第一号（三）を次のように改める。

（三） 削除
別表第二第一号（五）中「第百五十五条第二項の市を」第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。
別表第二第二号（二）の次に次のように加える。

（二）の三 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村職員共済組合に対し、その組合員である市町村職員の異動、給与等に関し報告をする等市町村職員共済組合の業務の執行に必要な事務を行うこと。

（二）の四 離島振興法の定めるところにより、主務大臣が毎年度作成する離島振興計画の実施のために必要な事業計画に基く事業を実施すること。（離島振興対策実施地域に指定された離島を管轄する市町村に限る。）
別表第二第二号（七）を次のように改める。

（七） 伝染病予防法及びこれに基く政令の定めるところにより、清潔方法及び消毒方法を施行し、予防上必要な医師その他の人員を雇入れ、及び予防上必要な器具、薬品その他の物件を設備し、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及びこれに必要な器具、薬品その他の物件を設備し、伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所を設置し、家用水の停止期間中家用水を供給し、並びに

伝染病が流行し、又は流行のおそれがあるときは、予防委員を設置し、臨時にねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及びこれに關する施設を行うこと。
別表第二第二号（八）を次のように改める。

（八） 削除
別表第二第二号（十）の二を次のように改める。
（十）の二 清掃法の定めるところにより、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を、一定の計画に従つて収集し、処分し、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地若しくは建物の占有者又は工場、事業場等で清掃作業を困難にし、若しくは清掃施設を損うおそれがある汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物の処理方法を命令し、並びに特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の必要と認められる場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを維持管理し、並びに汚物取扱業の許可に關する事務を行い、及び大掃除の実施計画を定めること。

別表第二第二号（十二）を削り、（十一）の二を（十二）とする。
別表第二第二号（十五）中「児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された」を「児童福祉施設に入所した」に改める。
別表第二第二号（十八）を次のように改める。

（十八） 削除
別表第二第二号（二十）を次のように改める。

（二十） 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基く事業を実施すること。（急傾斜地帯に指定された区域を含む市町村に限る。）
（二十）の二 湿田単作地域農業改良促進法の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。（湿田単作地区に指定された区域を含む市町村に限る。）

（二十）の三 海岸砂地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基く事業を実施すること。（海岸砂地帯に指定された区域を含む市町村に限る。）
別表第二第二号（二十一）中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）」に改める。

別表第二第二号（二十四）中「森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「政府の委任を受けて」を削る。
別表第二第二号（二十五）を削る。

別表第二第二号（二十五）の二中「鉱害復旧事業団の請求によりその徴収金の滞納処分を行い、」を削り、同号（二十五）の二を同号（二十五）とする。

別表第二第二号（二十七）の次に次のように加える。
（二十七）の二 学校図書館法の定めるところにより、学校図書館を設置すること。
（二十七）の三 へき地教育振興法の定めるところにより、へき地に

おける教育の内容を充実するための必要な措置を講じ、へき地学校に勤務する教職員のための福利厚生に必要な措置を講じ、並びに体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設をへき地学校に設けること。

別表第二第二号（二十九）の二「指定を受けて」の下に「重要文化財、重要民俗資料及び」を加え、同号中（二十九）の二を（二十九）の三とし、（二十九）の次に次のように加える。

（二十九）の二 青年学級振興法（昭和二十八年法律第二百一十一号）の定めるところにより、青年学級を開設すること。
別表第三第一号（一）中「大正十二年法律第四十八号」を削る。

別表第三第一号（三）の二中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第十八条第三項及び第五項に規定する請求の受理、当該請求に係る被害の調査並びに同条第三項の補償金の支払に關する事務並びに」を削り、「駐留軍労働者」を「駐留軍等労働者」に改める。

別表第三第一号（三）の三「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四十号）」の下に「及び日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十九年法律第四十八号）」を加える。
別表第三第一号（三）の次に次のように加える。

(三)の四 日本国とアメリカ合衆国

との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律の定めるところにより、漁船の操業の制限又は禁止により損失を受けた者から提出する損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

(三)の五 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の定めるところにより、損失補償の申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

(三)の六 公職選挙法及びこれに基づく政令の定めるところにより、国庫に帰属した寄附物件を保管者から収納し、領収証書を当該保管者に交付すること。

別表第三第一号四中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改める。

別表第三第一号中五の三を削り、五の二の次に次のように加える。

五の三 市町村職員共済組合法及びこれに基く政令の定めるところにより、自治庁長官の委任を受けて、市町村職員共済組合に對して、業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又は職員をし

て実地について業務の状況若しくは書類帳簿等を検査させ、並びに組合の保健給付に係る療養を行つた医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして当該医療機関の病院等に立ち入り、診療簿等を検査させる等の措置を講ずること。

五の四 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、自衛官の募集に關する事務の一部を行い、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合に自衛隊の部隊等の出動を要請し、天災地変その他の災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請し、自衛隊の防衛出動が命ぜられた場合に防衛庁長官等の要請に基き、病院、診療所等の施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、若しくは物資を収用し、又は医療、土木建築工事若しくは輸送を業とする者に對し防衛庁長官等の指定した業務に従事することを命じ、及び自衛隊の行方訓練のため水面を使用する必要がある場合に漁船の操業の制限又は禁止により損失を受けた者から提出する損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付する等の事務を行ふこと。

五の五 国土調査法の定めるところにより、市町村又は土地改良区等が作成する土地分類調査、水調査又は地籍調査の計画及び

作業規程を審査してこれらの調査を国土調査として指定し、その成果を認証し、並びに国土調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供する等の事務を行ふこと。

五の六 離島振興法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の指定があつた場合において、当該地域について離島振興計画を作成して主務大臣に報告し、及び主務大臣が毎年度離島振興計画の実施のために必要な事業計画を作成するとき意見を述べること。

別表第三第一号八の二の次に次のように加える。

八の三 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて、貸金業の届出を受理し、貸金業を行ふ者からその業務に關し報告を徴し、又は職員をして貸金業を行ふ者の営業所等に立入調査させる等の措置を講ずること。

八の四 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、職員をして國に無償で譲渡された連合国財産の引渡を受けさせ、及び主務大臣が譲り受け、又は買入れた連合国財産の管理又は保全を行い、連合国財産の占有者に対してその財産を主務大臣の指定する者に引き渡すことを命

じ、主務大臣の譲り受けた連合国財産を返還請求者に引き渡し、並びに連合国財産の保全義務者等から報告若しくは資料を徴し、又は職員をしてその事務所若しくは倉庫等に立ち入り、その業務若しくは財産の状況を検査させること。

八の五 ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十一号)の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、ドイツ財産を管理し、又は処分し、ドイツ財産を保有する者に対してその財産を主務大臣の指定する者に引き渡すことを命じ、及びドイツ財産の保有者等から報告若しくは資料を徴し、又は職員をして保有者等の事務所若しくは倉庫に立ち入り、その業務若しくは財産の状況等を検査させること。

八の六 連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令(昭和二十三年政令第二百九十八号)の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、職員をして家屋等の引渡を受けさせ、主務大臣の発する家屋等の除去命令に従わないときこれを取り去らせ、及び家屋等について報告若しくは資料を徴し、又は職員をして必要な場所等に立ち入り、家屋等の状況等を検査させること。

別表第三第一号九中「国立公園法」の下に、及びこれに基く政令を加える。

別表第三第一号十一中「優生保護法」の下に、及びこれに基く政令を加え、「受胎調節の実地指導を行

ふことができる者を指定し、」を「受胎調節の実地指導を行ふことができる者の指定に關する事務を行ひ、」に改める。

別表第三第一号十二中「又はその」を「若しくは覺せい剤、麻薬若しくはあへんの慢性中毒者又はそれらの」に改める。

別表第三第一号十三中「栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の下に、及びこれに基く政令」を加え、「栄養士の免許を」「栄養士の免許等」に改める。

別表第三第一号十四中「伝染病予防法の定めるところにより、」を「伝染病予防法及びこれに基く政令の定めるところにより、予防方法を施行する必要があると認める伝染病が発生したときは主務大臣に報告し、」に改める。

別表第三第一号十六を次のように改める。

十六 予防疫法の定めるところにより、患者等に関する医師の届出を受理し、医師を指定して患者等について診察を行わせ、患者等を国立療養所に入所させ、特定業務への患者の従業を禁止し、及び予防疫上必要があると認めるときは汚染場所及び汚染物件の消毒若しくは廃棄を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入検査させ、並びに患者及びその同伴者に対する一時救護等を行ふこと。

別表第三第一号十八中「予防疫種法(昭和二十三年法律第六十八号)」を「予防疫種法及びこれに基く政令」に改める。

二五

別表第三第一号(二十)の次に次のように加える。

(二十) 清掃法の定めるところにより、特別清掃地域の除外区域を指定し、し尿浄化を設けようとする者からその旨の届出を受理し、並びにし尿浄化を及ぼし尿消化をうけるし尿の処理が不完全であると認める場合にその管理者に対し当該施設の使用禁止、当該施設によるし尿の処理方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命じ、及び職員をしてし尿浄化を及ぼし尿消化をうける土地又は建物に立ち入り、その施設の維持管理に必要の検査をさせる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(二十四)中「理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の下に」及びこれに基く政令を加え、「試験及び免許」を「試験、養成施設及び免許」に改める。

別表第三第一号(二十五)中「試験及び免許」を「試験、免許及び登録」に改める。

別表第三第一号(二十八)中「定めるところにより」の下に「販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の製品につき必要な検査を行い、これに合格したもの」の旨の「表示をし」を加え、「違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講ずること」を「違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講じ、食品衛生監視員をして営業の施設等について監視又は指導を行わせ、並びに申告した患者又はその疑のある者について報告を受理し、及びこれを主務大臣に報告すること」に改める。

別表第三第一号(二十八)の二を削る。

別表第三第一号(二十九)を次のように改める。

(二十九) 畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)の定めるところにより、と畜場の設置を許可し、と畜場使用料及びと畜料の額を認可し、及び獣畜のと殺又は解体の検査を行い、その結果獣畜が疾病にかかり食用に供することができないと認めるとき等に当該獣畜のと殺又は解体を禁止する等の措置をとり、並びに公衆衛生の見地から必要があるとき、と畜場の設置者等から必要の報告を徴し、又は職員をしてと畜場に立ち入り検査させ、及び当該と畜場の構造設備が基準に合致しなくなつたとき等にと畜場の設置の取消等の処分をすること。

別表第三第一号(三十)を次のように改める。

(三十) 獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)の定めるところにより、獣の取扱い場又は化製場等の設立の許可に関する事務を行い、及び獣処理場の所有者若しくは管理者から必要の報告を求め、又は職員をして獣処理場等へ獣処理場以外の施設又は区域における獣の処理を許可すること。

別表第三第一号(三十一)中「犬のけい留を命じ、犬のけい留を命じ、けい留されていない犬を棄殺せし、」並びに犬の移動を制限する等、犬の移動を制限し、並びに犬の抑留所を設置して狂犬病予防員にこれを管理させる等」に改める。

別表第三第一号(三十六)中「歯科衛生士法」を「歯科衛生士法」に改める。

別表第三第一号(三十八)を次のように改める。

(三十八) 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)及びこれに基く政令の定めるところにより、死体解剖の認定を受けた者につき主務大臣にその認定の取消の申出をし、認定を受けた者の名簿を作成し、並びに監察医をして死因不明の死体を検案させ、又は解剖させ、及び死体の保存を許可する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(三十九)中「公衆衛生上」を「衛生上」に改める。

別表第三第一号(四十一)の三の次に次のように加える。

(四十一)の四 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の定めるところにより、麻薬研究者及び麻薬研究施設の設置者からその管理等に係るあへん又はけいしがら数量の届出を受理し、並びにけいし栽培者についてその許可の取消処分をすることを必要と認めるときはその旨を主務大臣に具申し、及びけいし栽培者若しくは麻薬研究者から必要の報告を徴し、又は麻薬取締員若しくは麻薬監視員のうちからあらかじめ指定するものをしてけいしの栽培地等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させる等あへん又はけいしがらの取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(四十二)の次に次のように加える。

(四十二)の二 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の定めるところにより、日本赤十字社が行う臨時の寄附金募集について許可すること。

別表第三第一号(四十三)中「その医療費を審査し、」の下に「指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、及び審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関について設備、診療録等を検査させ、」を加える。

別表第三第一号(四十五)中「必要な措置を講じ、」の下に「指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、及び審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関について診療録等を検査させる等監督上必要な措置を講じ、」を加える。

別表第三第一号(五十)中「児童福祉法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、」の下に「身体に障害のある児童に対し育成医療の給付を行い、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、及び診療報酬の審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は職員をして指定医療機関について実地に診療録等を検査させる等必要な措置を講じ、

を検査させる等必要な措置を講じ、身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、」を加え、「里親等に委託し、又は児童福祉施設に入所させる等」を「児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託する等」に、「職員」を「職員等」に改め、「児童福祉事業を行う施設の設置の届出に関する事務及び」を削り、「又は委託された児童等に要する費用等の徴取につき」を「若しくは里親に委託された児童等又は育成医療の給付を受け、若しくは補装具の交付等を受けた児童に要する費用の徴取につき」に改め、「負担能力を認定し、」の下に「及び保母試験に関する事務を行い、」を加える。

別表第三第一号(五十一)中「健康保険法」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)及びこれに基く政令」に、「その他主務大臣の委任を受けて」を「政府の管理する健康保険に関する」に、「保険給付に関する事務」を「保険給付に関する事務等」に、並びに「その他主務大臣の委任を受けて」に改める。

別表第三第一号(五十一)の次に次のように加える。

(五十一)の二 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、事業所に使用される者が受ける賃金で通貨以外のものので支払われるものの価額を決定し、その他主務大臣の委任を受けて、日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付に関する事務、保険給付に関する事務等を行うこと。

別表第三第一号(五十四)を次のように改める。

（五十四）厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）及びこれに基く政令の定めるところにより、被保険者の資格、標準報酬等に関する事務を行い、被保険者の資格等に関する決定に關し必要がある場合に適用事業所の事業主に対して文書その他の物件を提出させ、又は職員をして立入検査をさせ、その他主務大臣の委任を受けて保険給付に關する事務等を行うこと。

別表第三第一号五十五中「船員保険法」を「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及びこれに基く政令」に改め、「金銭以外の報酬の価額を決定し、」の下に「標準報酬を定め、被保険者の資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更を確認し、」を加え、「保険給付に關する事務」を「保険給付に關する事務等」に改める。

別表第三第一号五十五の二中「障害年金、」の下に「障害一時金、」を加える。

別表第三第一号五十五の二の次に次のように加える。

（五十五の三）未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）及びこれに基く政令の定めるところにより、未帰還者に関する留守家族手当、特別手当、葬祭料及び遺骨引取経費等の支給、指定医療機関に対する診療報酬の支払並びに療養費及び障害一時金の支給に關する事務を行い、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、及び審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、若しくは職員をして指定医療機関について診療録等を検査させ、又は診療報酬の支払を一時差し止めること。

別表第三第一号五十七の次に次のように加える。

（五十七の二）労働金庫法（昭和二十八年法律第二十七号）及びこれに基く政令の定めるところにより、一部道府県の区域をこえない区域を地区とする労働金庫について、常務に従事する役員又は参事の兼職及び会員による総会の招集を認可し、労働金庫が認可事項を六月以内に実行しない場合においてやむを得ない事由があるときはこれを承認し、並びに会員による不服の申出若しくは検査の請求に基き、又は職権により労働金庫の業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号五十八中「職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）の下に「及びこれに基く政令」を加え、」並びに監督者訓練に關する技術援助に關する事務を行うこと。」を「工場、事業場等の行い監督者の訓練に對して技術援助を行い、並びに職業安定機関以外の者の行い労働者の募集の許可に關する事務を行うこと。」に改める。

別表第三第一号五十九中「失業保険法」を「失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）及びこれに基く政令」に改め、「委任を受けて、」の下に「市町村その他これに準ずるものに雇用される者を失業保険の被保険者とし、ない旨の認定をし、任意包被被保険者の資格の得喪を認可し、及び」を加える。

別表第三第一号六十二中「事務を行うこと。」の下に「（積雪寒冷地帯の指定に係る道府県の知事に限る。）」を加える。

別表第三第一号六十二の二中「（昭和二十七年法律第三十五号）を削り、」事務を行うこと。」の下に「（急傾斜地帯の指定に係る都道府県の知事に限る。）」を加える。

別表第三第一号六十二の三中「（昭和二十七年法律第三十五号）を削り、」事務を行うこと。」の下に「（渾田単作地域の指定に係る都道府県の知事に限る。）」を加える。

別表第三第一号六十二の四中「（昭和二十八年法律第二十二号）を削り、」提出すること。」の下に「（海岸砂地地帯の指定に係る都道府県の知事に限る。）」を加える。

別表第三第一号六十二の五中「事務を行うこと。」の下に「（寒高冷地域の指定に係る都道府県の知事に限る。）」を加える。

別表第三第一号六十五の三中「（定めるところ。）」の下に「（てん、業生産振興臨時措置法第三条第一項の道府県に限る。）」を加える。

別表第三第一号六十七中「農業災害補償法」の下に「（昭和二十二年法律第八十五号）を加える。

別表第三第一号六十八中「農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の下に「及びこれに基く政令」を加える。

令」を加え、「及びその」を「並びに農業協同組合及び都道府県農業協同組合中央会の」に改める。

別表第三第一号六十九中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律」に改め、「承認し、」の下に「これを公告し、」を加え、「市町村の境界の変更の場合の農業委員会の特例を告示し、」を削り、「その他必要な協力をする」とを「その他必要な協力をし、並びに代表者会議を招集し、その意見を都道府県農業会議に答申すべきことを求め、都道府県農業会議からその業務又は会計の状況に關し報告を徴し、検査を行い、その他監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号七十一中「又は数人が共同して行い、」を「又は其共同の数人若しくは市町村が行い、」に改め、「交換分合計画等を認可し、」の下に「主務大臣の命を受けて国営土地改良事業の工事の一部を行い、」を加える。

別表第三第一号七十二の次に次のように加える。

（七十二の二）開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）及びこれに基く政令の定めるところにより、開拓農業協同組合の指定に關する事務を行い、及び都道府県開拓融資保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の記載事項のうち保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度並びに保証契約の締結及び変更に關する事項に係るものの変更について認可し、業務又は財産の状況の報告を徴し、業務又は会計の状況を検査し、法令等の違反に對し、役員解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号七十三の次に次のように加える。

（七十三の二）酪農振興法（昭和二十九年法律第八十二号）の定めるところにより、酪農振興計画を定め、集約酪農地域の指定を申請する等の事務を行い、酪農振興計画に基き毎年度市町村別の自給飼料増産計画を定め、酪農事業施設の設置及び変更を承認し、生乳等取引契約に關する紛争についてあつせん委員をしてあつせんを行わせ、並びに生乳の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立ち入り、業務の状況を検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号七十六中「取締を行い、蚕糸業を営もうとする者」を「取締及び蚕苗の検査を行い、生繭売買業者若しくは蚕糸業を営もうとする者」に、「及び蚕糸業者若しくは」を「並びに蚕糸業の決議を取り消し、」役員の改選を命じ、業務を停止し、又は解散を命じ、及び蚕糸業者又は「これらの者」を「その帳簿等」に改める。

別表第三第一号七十七中「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の下に「及びこれに基く政令」を加える。

別表第三第一号七十九中「裝飾師

の氏名、住所等の届出の經由進達をすること。」を「装蹄師の免許の取消又は業務の停止の処分を必要と認めるときは主務大臣にその旨を具申すること。」に改める。

別表第三第一号(八十中)「鱈馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「報告すること。」「を報告する等の事務を行うこと。」「に改める。」別表第三第一号(八十一)の次に次のように加える。

八十一の二、食糧緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十六号）の定めるところにより、主要食糧の収用に關する事務を行ふこと。

別表第三第一号八十五の次に次の
よりに加える。

八十五の二 森林火災国営保險法
及びこれに基く政令の定めるところにより、保險証書の交付、
保險証書の記載事項の変更の届
出の受理、損害の实地調査等に
関する事務を行うこと。

別表第三第一号中八十八の二を削る。

別表第三第一号九十三の二の次に次のように加える。

九十三の三 商工會議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）の定めるところにより、主務大臣が商工會議所の業務の一部の停止又は設立認可の取消の処分をする場合において意見を述べること。

別表第三第一号(九十四)の次に次の
 ように加える。

九十四の二 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）の定めるところにより、獵銃等の製造又は販売の事業、工場の移転等の許可に關する事務を行

い、並びに獵銃等の製造設備及び保管設備について修理又は改造を命じ、獵銃等製造事業者若しくは獵銃等販売事業者からその業務に關して報告を徴し、又は職員をして事業設備に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号九十五中「火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）」の下に「及びこれに基く政令」を加える。

別表第三第一号九十七を次のよう
に改める。

別表第三第一号九十七の三中「電
氣及びガスに關する臨時措置に關す
る法律」を「電気に関する臨時措置に
關する法律」に、「公益事業者」を「電
気事業者」に改める。

別表第三第一号中九十七の四を
 九十七の五とし、九十七の三の次に
 八のよゝに加える。

九十七の四　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）及びこれに基く政令の定めるところにより、ガス事業者が測量等のため他人の土地に立ち入ることを許可し、ガス事業者が行う導管の設置又は保守のための植物の伐採等及びこれに伴う損失の補償又は土地の立入に伴う損失の補償について当事者間に協議がととのわなるとき、又は協議す

ることができないときに裁定し、並びに主務大臣の委任を受けてガス事業者に対し導管の修理工等を命令する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百七)の次に次のよ
うに加える。

百七の二、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の定めるところにより、日本電信電話公社が公衆電気通信業務の用に供する線路を設置するための、他人の土地等の使用を認可し、

その土地等の使用について協議をすることができず、又は協議がととのわないときに裁定し、及び線路に關する工事の施行のための他人の土地等の一時使用、

線路に障害を及ぼす場合等における植物の伐採又は移植の許可を行い、並びに土地の立入、伐採等による損失の補償について

当事者間に協議をすることができず、又は協議がととのわないときに裁定し、日本電信電話公

社又は国際電信電話株式会社が敷設する水底線路を保護するため必要があるときに保護区域内

の水面に設定されている漁業権を取り消す等の事務を行うこと。

し、業務方法書の変更を認可し、事業報告書を受理し、及び必要があると認めるときは、信用保証協会に対し報告をさせ、又は職員をして事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

(百) 中小企業安定法（昭和二十七年法律第二百九十四号）及びこれに基く政令の定めるところにより、指定業種に属する事業を営む者等から必要な報告を徴し、又は職員をしてその事業所

等に立入検査をさせる等監督上必要な措置を講じ、及び調整規程又は総合調整計画の実施に關し主務大臣に意見を述べることに。

(百一) 削除
別表第三第一号(百二)を次のように改める。

(百二) 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて、自動車運送事業について、事業計画の変更の認可、事業用自動

防組合又は水害予防組合連合の
廃置分合等に関する事務を行
い、及び水害予防組合又は水害
予防組合連合の管理者を指定
し、その組合会の違法な議決等
を取り消し、又はその組合会の
停会を命ずる等監督上必要な措
置を講ずること。

別表第三第一号百十五中「第百五
十五條第二項の市」を「第二百五十二
條の十九第一項の指定都市」に改め
る。

別表第三第一号百十六及び百十七
を次のように改める。

百十六 都市計画法（大正八年法
律第三十六号）及びこれに基く
政令の定めるところにより、主
務大臣の指定により都市計画事
業を執行し、及び特許を受けた
者が行う都市計画事業の設計を
認可する等の事務を行うこと。

百十七 土地区画整理法（昭和二
十九年法律第九十九号）の定め
るところにより、主務大臣の命
を受けて自ら土地区画整理事業
を施行し、土地区画整理組合の
設立及び定款の変更、市町村又
は市町村長の施行する土地区画
整理事業の事業計画、個人施行
者等の施行する土地区画整理事
業の換地計画等を認可し、土地
区画整理事業の施行地区内の建
築行為等を許可し、個人施行者
等に対し、その施行する土地区
画整理事業に関し報告若しくは
資料の提出を求め、又は必要
な勧告等をし、監督上必要があ
る場合に個人施行者及び土地区
画整理組合の事業又は会計を検
査して個人施行者及び土地区画

整理組合のした処分を取り消す
等の必要な措置を講じ、並びに
土地区画整理組合等の行った処
分に対する訴願を裁決する等の
事務を行うこと。

別表第三第一号百二十二の二中
「建設大臣」を「防衛住宅の建設の状
況等について主務大臣」に改め、「事
務を行うこと」の下に「北海道知事
に限る。」を加える。

別表第三第一号百二十三を次のよ
うに改める。

百二十三 建設機械抵当法（昭和
二十九年法律第九十七号）及び
これに基く政令の定めるところ
により、主務大臣の委任を受け
て、都道府県知事の登録を受け
た建設業者の申請に係る建設機
械に対する記号の打刻又は検認
に関する事務を行うこと。

別表第三第一号百二十四中「私立
学校法（昭和二十四年法律第二百
七十七号）を「学校教育法及び私立学校
法（昭和二十四年法律第二百七十
号）」に改め、「私立大学以外の私立
学校の教科用圖書の検定を行い（但
し、当分の間、主務大臣が行う）」
を削る。

別表第三第一号百二十四の次に次
のように加える。

百二十四の二 学校教育法及びこ
れに基く政令の定めるところに
より、私立の学校（大学を除く）
について学期を定め、及び
私立の学校（大学を除く）が廢
止されたとき必要な書類を保存
すること。

別表第三第一号百二十五の次に次
のように加える。

百二十五の二 義務教育諸学校に
おける教育の政治的中立の確保
に関する臨時措置法（昭和二十
九年法律第五十七号）の定め
るところにより、私立の義務教
育諸学校に勤務する教育職員が
児童等に対して特定の政党を支
持させる等の教育を行うことの
教唆及びせん動の禁止規定に違
反する場合の処罰の請求をする
こと。

別表第三第一号百二十六の次に次
のように加える。

百二十六の二 高等学校の定時制
教育及び通信教育振興法（昭和
二十八年法律第二百三十八号）
及びこれに基く政令の定めると
ころにより、私立の高等学校に
係る補助金交付申請書を審査
し、必要な資料及び意見を附し
て主務大臣に送付する等が学
校法人に対して交付する補助金
の交付、返還等に関する事務を
行うこと。

別表第三第一号百二十七中「新た
に入学する児童に対する教科用圖書
の給付に関する法律（昭和二十七年
法律第三十二号）」の下に「及びこれ
に基く政令」を加える。

別表第三第一号百二十七の次に次
のように加える。

百二十八 学校給食法（昭和二十
九年法律第六十号）及びこれ
に基く政令の定めるところによ
り、国が私立の小中学校等の設
置者に対して交付する学校給食の
開設に必要な施設又は設備の補
助金の交付及びその返還に関す
る事務を行い、並びに私立の小
中学校等の学校給食についてその

実施の状況を調査し、又は必要
な報告を求めること。

別表第三第二号一中「都道府県内
のすべての学校の教科用圖書の検定を
行い（但し、当分の間、主務大臣が
行う）」を削る。

別表第三第二号二中「学校教育法に
の下に「及びこれに基く政令」を加
え、「変更その他監督庁の定める事
項」を「変更等」に、「設立の認可」を
「設立の認可等」に改める。

別表第三第二号三を次のように改
める。

（三）教育公務員特例法の定めると
ころにより、市町村立学校の教
育公務員並びに市町村教育委員
会の教育長及び専門的教育職員
の採用志願者名簿を作成するこ
と。

別表第三第二号四中「並びに教育
長及び指導主事」を削る。

別表第三第二号四の次に次のよう
に加える。

（四）二 義務教育諸学校における
教育の政治的中立の確保に関す
る臨時措置法の定めるところに
より、都道府県立（都にあつて
は、特別区立を含む）の義務教
育諸学校に勤務する教育職員が
児童等に対して特定の政党を支
持させる等の教育を行うことの
教唆及びせん動の禁止規定に違
反する場合の処罰の請求をする
こと。

別表第三第二号五の次に次のよう
に加える。

（五）二 義務教育費国庫負担法
（昭和二十七年法律第三十三号）
及びこれに基く政令の定めると
ころにより、市町村の教育委員
会から送付された教材費国庫負
担金の額の算定に用いる資料を
調査し、意見を附してこれを主
務大臣に送付すること。

（五）三 公立学校施設費国庫負担
法（昭和二十八年法律第二百四
十七号）及びこれに基く政令の
定めるところにより、国が市町
村に対して交付する公立学校施
設の災害復旧事業費の負担金の
算定、交付、還付及び公立学校
施設の災害復旧事業等の成功
認定に関する事務を行い、並び
に公立学校施設の災害復旧事業
等について実地検査を行い、報
告を求め、又は必要な指示をす
る等市町村の公立学校施設の災
害復旧事業等の監料に関する事
務を行うこと。

別表第三第二号六の次に次のよう
に加える。

（六）二 高等学校の定時制教育及
び通信教育振興法及びこれに基
く政令の定めるところにより、
市町村立の高等学校に係る補助
金交付申請書を審査し、必要
な資料及び意見を附して主務大
臣に送付する等が市町村に対
して交付する補助金の交付、返
還等に関する事務を行うこと。

（六）三 理科教育振興法（昭和二
十八年法律第八十六号）及び
これに基く政令の定めるところ
により、市町村に係る補助金交
付申請書を審査し、必要な資
料及び意見を附して主務大臣に
送付する等が市町村に対して

交付する補助金の交付、返還等
に關する事務を行うこと。

六の四 学校図書館法及びこれに
基く政令の定めるところにより、
市町村に係る負担金交付申
請書等を審査し、必要な資料及
び意見を附して主務大臣に交付
する等が市町村に対して交付
する負担金の交付、返還等に關
する事務を行うこと。

六の五 へき地教育振興法及びこ
れに基く政令の定めるところに
より、市町村に係る補助金交付
申請書等を審査し、必要な意見
を附して主務大臣に交付する等
が市町村に対して交付する補
助金の交付、返還等に關する事
務を行うこと。

別表第三第二号(七)の次に次のよう
に加える。
七の二 青年学級振興法の定める
ところにより、青年学級の開
設、廃止又は終了の報告に關し
必要な事項について教育委員会
規則を制定し、及び主務大臣に
対し、その求めに応じて、青年
学級の開設、廃止又は終了に關
し報告する等の事務を行うこ
と。

別表第三第二号(十一)中「重要文化
財」の下に「及び重要民俗資料」を加
える。

別表第三第二号(十三)中「新たに入
学する児童に対する教科用圖書の給
与に關する法律」の下に「及びこれに
基く政令」を加える。

別表第三第二号(十三)の次に次のよ
うに加える。
(十三の二) 学校給食法及びこれに

基く政令の定めるところにより、
国が市町村に対して交付する学
校給食の開設に必要な施設又は
設備の補助金の交付及びその返
還に關する事務を行い、並びに公
立の小学校等の学校給食につい
てその実施の状況を調査し、又
は必要な報告を求めること。

別表第三第四号中「都道府県公安
委員会」を「公安委員会」に改める。
別表第三第四号(二)中「定をし、」の
下に「警察官たる司法警察員につい
ての指定をし、」を加える。

別表第三第四号(六)中「昭和二十二
年法律第百三十号」及び「危険防止
その他の交通の安全のため、道路の
通行を禁止し、若しくは制限し、又
は自動車若しくは軌道車の最高制限
速度を定める等道路交通の規制を行
い、並びに」を削る。

別表第四第一号(三)を次のように改
める。

(三) 削除
別表第四第一号(五)中「治療を受け、
又は入院すべきこと」を「治療を受け
るべきこと」に改める。

別表第四第一号(六)の次に次のよう
に加える。

六の二 清掃法の定めるところに
より、し尿浄化を設けよう
とする者からその旨の届出を受
理し、並びにし尿浄化を及
びし尿消化を及ぶるし尿の処理
が不完全であると認められる場合
にその管理者に対し当該施設の使
用禁止、当該施設によるし尿の
処理方法の改善その他必要な措
置をとるべきことを命じ、及び
職員をしてし尿浄化を及ぶし

尿消化を及ぶる土地又は建物
に立ち入り、その施設の維持管
理に關し必要な検査をさせる等
監督上必要な措置を講ずること。
(保健所を設置する市の市
長に限る。)

別表第四第一号(十三)中「飲食店営
業等の許可に關する事務を行い、」を
「飲食店営業等の許可に關する事務
(都道府県知事が行うものを除く)
を行い、」に、「措置を講ずること」
を「措置を講じ、並びに食品衛生監
視員をして営業の施設等について監
視又は指導を行わせること」に改め
る。

別表第四第一号(十三)の次に次のよ
うに加える。

(十三の二) 畜場法の定めるところ
により、獣畜のと殺又は解体
の検査を行い、その結果獣畜が
疾病にかかり食用に供すること
ができなると認めるとき等に当
該獣畜のと殺又は解体を禁止す
る等の措置をとり、並びに公衆衛
生の見地から必要があるとき認
めるときは、と畜場の設置者等か
ら必要な報告を徴し、又は職員
をしてと畜場に立入検査させ、
及び当該と畜場の構造設備が基
準に合致しなくなつたとき等にそ
の設置者等に対し期間を定めて
当該と畜場の施設の使用の制限
又は停止を命ずる等の処分をす
ること。(保健所を設置する市
の市長に限る。)

別表第四第一号(十四)中「職員をし
て、い、獸処理場に」を「い、獸處理場
の所有者又は管理者から必要な報告
を求め、及び職員をしてい、獸處理
場に」に改める。
別表第四第一号(十五)中「犬のけい
留を命じ、」を「犬のけい留を命じ、
けい留されてい、犬を殺せ、」
に、「並びに犬の移動を制限する等」
を「犬の移動を制限し、並びに犬の
抑留所を設置して狂犬病予防員に管
理させる等」に改める。
別表第四第一号(十七)中「第百五十
五条第二項の市」を「第百五十二
条の十九第一項の指定都市」に改め
る。

を求め、及び職員をしてい、獸處理
場に」に改める。
別表第四第一号(十五)中「犬のけい
留を命じ、」を「犬のけい留を命じ、
けい留されてい、犬を殺せ、」
に、「並びに犬の移動を制限する等」
を「犬の移動を制限し、並びに犬の
抑留所を設置して狂犬病予防員に管
理させる等」に改める。
別表第四第一号(十七)中「第百五十
五条第二項の市」を「第百五十二
条の十九第一項の指定都市」に改め
る。

別表第四第一号(十九)中「児童を保
育所に入所させ、及び児童福祉施設
等に入所し、又は委託された児童等
に要する費用等」を「及び入所した妊
産婦等に要する費用」に改め、「当該
児童等」を「当該妊産婦等」に改め
る。

別表第四第一号(二十)中「第百五十
五条第二項の市」を「第百五十二
条の十九第一項の指定都市」に改め
る。

別表第四第二号(一)の二を次のよう
に改める。
(一)の二 自衛隊法及びこれに基く
政令の定めるところにより、自
衛官の募集に關する事務の一部
を行うこと。

(一)の三 国土調査法の定めるところ
により、標識又は調査設備の
滅失、破損等を当該標識等を設
置した者に通知し、並びに国土
調査の成果の写を保管し、及び
一般の閲覧に供すること。

別表第四第二号(七)中「外国人登録
法」の下に「及びこれに基く政令」を
加え、「その他外国人の登録に關す

る事務」を「指紋を押させることその
他外国人の登録に關する事務」に改
める。
別表第四第二号(九)を次のように改
める。

(九) 伝染病予防法の定めるところ
により、伝染病に汚染し、又
は汚染した疑のある家の清潔方
法及び消毒方法の施行を指示
し、患者を収容し、患者又は死
体の移動、汚染物件の使用、授
与その他の処分、患者の死体の
二十四時間内の埋葬等を認可
し、並びに清潔方法及び消毒方
法の代執行等を行うこと。

別表第四第二号(十)を次のように改
める。

(十) 削除
別表第四第二号(十二)を次のように
改める。

(十二) 削除
別表第四第二号(十四)の次に次のよ
うに加える。

(十四の二) 清掃法の定めるところ
により、季節的清掃地域を指定
すること。

別表第四第二号(二十四)中「及び児
童を保育所に入所させること」を
「並びに児童を保育所に入所させ、
及び入所した児童に要する費用の徴
収につき当該児童又はその扶養義務
者の負担能力を認定すること」に改
める。

別表第四第二号(二十五)を削り、
(二十四の二)を(二十五)とし、(二十四)
の次に次のように加える。
(二十四の二) 児童福祉法の定める
ところにより、妊産婦等を助産

施設又は母子寮に入所させ、及び入所した妊産婦等に要する費用の徴収につき当該妊産婦等又はその扶養義務者の負担能力を認定すること。(福祉事務所を管理する町村長に限る。)

(二十四)三 日雇労働者健康保険法及びこれに基づく政令の定めるところにより、主務大臣が指定する市町村に居住する被保険者又は被保険者であつた者に係る日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付及び受給資格証明書の交付に關する事務を行うこと。

別表第四第二号(二十九)中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律」に、「選任委員の解任を農業委員会の会長から」を「選任委員を選任し、選任委員の解任をその推薦団体又は議会から」に改める。

別表第四第二号(三十四)中「家畜伝染病予防法」の下に「及びこれに基づく政令を加え、受理し、及び」を受

理し、その旨を都道府県知事等に報告し、及び届出をした者から請求があつたとき証明書を交付し、並びに」に改める。

別表第四第二号(三十七)の二の次に次のように加える。

(三十七)三 信用保証協会法及びこれに基づく政令の定めるところにより、一市町村の区域をこえない区域を区域とする信用保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の変更を認可し、事業報告書を受理し、及び必要があるとき認めるときは、信用保証協会に対し報告をさせ、又は職員をして事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第四第二号(四十一)の次に次のように加える。

(四十一)二 船員法(昭和二十二年法律第百号)及びこれに基づく

政令の定めるところにより、航行に關する報告の受理、雇入契約の公認、船員手帳(外国人に係るものを除く。)の交付、訂正、書換及び返還並びに年齢十八年未満の者の船員手帳について、の認証に關する事務を行うこと。(主務大臣の指定する市町村長に限る。)

別表第四第二号(四十二)の次に次のように加える。

(四十二)二 公衆電気通信法の定めるところにより、日本電信電話公社の土地等の使用等につき都道府県知事から送附された裁定の申請書の写を公衆の縦覧に供する等の事務を行い、及び日本電信電話公社から受けた線路に關する測量又は実地調査のため他人の土地へ立ち入る旨の通知を公告すること。

別表第四第二号(四十八)中「都市計画及び都市計画事業の執行に關する

事務を行うこと。」を「都市計画事業を執行すること。」に改める。

別表第四第二号(四十九)を次のように改める。

(四十九) 土地区画整理法の定めるところにより、主務大臣の命を受けて自ら土地区画整理事業を施行し、土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業の施行地区となるべき区域を公告し、個人施行者等の測量及び調査のための土地の立入等を認可し、個人施行者又は土地区画整理組合に対し、その施行する土地区画整理事業に關して報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告等をする等の事務を行うこと。

別表第四第二号(五十)から(五十三)までを削る。

別表第四第三号(一)中「学校教育法の定めるところにより、」を「学校教育法及びこれに基づく政令の定めるところにより、学齢簿の編製、入学期

日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促等その他就学義務に關し必要な事務を行い、並びに」に改める。

別表第四第三号(二)中「教育長及び指導主事の人物、学力、実務及び身体に關する証明書を発行し、並びに」を削る。

別表第四第三号(二)の次に次のように加える。

(二)二 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する臨時措置法の定めるところにより、市町村立の義務教育諸学校に勤務する教育職員が児童等に対して特定の政党を支持させる等の教育を行うこと、の教唆及びせしめ動の禁止規定に違反する場合の処罰の請求をすること。

別表第四第三号(四)中「重要文化財」の下に「及び重要民俗資料」を加え、「第百五十五条第二項の市」を「第百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第五第一号の表中

家畜保健衛生所		家畜保健衛生所	
家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法第三條の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験及び検査等に関する事務	家畜保健衛生所法第三條の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験及び検査等に関する事務	条例で定める区域による。
満検定所	畜系業法第十五條の規定による満の品位の検定に関する事務	都道府県定める区域による。	都道府県定める区域による。
検定所	計量法第八十六條及び第百十五條の規定による計量器の検定及び容量検査に關する事務	都道府県定める区域による。	都道府県定める区域による。

別表第五第二号の表所管区域の欄中「第百五十五条第二項の市」を「第百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第六第一号の表都道府県の部中

伝染病予防法第十六條ノ二第一項の吏員	伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)の定めるところによる。
食品衛生監視員	食品衛生法第十九條第四項の定めるところによる。
屠畜検査員	屠場法第四條ノ二第三項の定めるところによる。

伝染病予防法第十六条ノ 二第二項の吏員	伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)第七 条第三項の定めるところによる。	に
環境衛生指導員	清掃法施行令(昭和二十九年政令第百八十三号)第五条の 定めるところによる。	に
食品衛生監視員	食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第百二十九号)第 四條の定めるところによる。	に
と畜検査員	と畜場法施行令(昭和二十八年政令第百十六号)第七 条の定めるところによる。	に
薬事監視員	薬事法第五十條第三項の定めるところによる。	を
薬事監視員	薬事法施行令(昭和二十八年政令第百三十号)第六條の 定めるところによる。	に
麻薬取締員	麻薬取締法第五十四條第三項及び第四項の定めるところに よる。	を
麻薬取締員	麻薬取締法施行令(昭和二十八年政令第百五十七号)第二條 の定めるところによる。	に
民生委員の指導訓練に従 事する吏員	民生委員法第十六條第二項の定めるところによる。	を
民生委員の指導訓練に従 事する吏員	民生委員法第十九條第二項の定めるところによる。	に
母子相談員		を
母子相談員		を
農業改良研究員	農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格を 定める政令(昭和二十七年政令第百四十八号)の定めると ころによる。	に改
専門技術員		
改良普及員		

別表第六第一号の表市町村の部中

伝染病予防法 第十六条ノ二 第一項の吏員	伝染病予防法施行 令の定めるところ による。	人口二万三千 以上の市町村
----------------------------	------------------------------	------------------

を

伝染病予防法第十 六条ノ二第一項の 吏員	伝染病予防法施行令第七條第三項の定めるところによる。	保健所を設置す る市	に
食品衛生監視員	食品衛生法第十九條第四項の定めるところによる。		を
屠畜検査員	屠畜場法第四條ノ二第三項の定めるところによる。		に
環境衛生指導員	清掃法施行令第五条の定めるところによる。		に改
食品衛生監視員	食品衛生法施行令第四條の定めるところによる。		を
と畜検査員	と畜場法施行令第七條の定めるところによる。		に

める。

別表第六第二号の表都道府県の部中

教育長	教育公務員特例法第四十一條第二項の 定めるところによる。	を
指導主事	教育職員免許法第三條第一項の定 めるところによる。	に
教育長	教育公務員特例法第十六條第三項の定めるところによる。	を
指導主事	教育公務員特例法第十六條第四項の定めるところによる。	に
校長	教育職員免許法第三條第三項の定めるところによる。	を
教諭		に改
養護教諭		
校長	教育公務員特例法第十三條第三項の定めるところによる。	を
教諭		に改
養護教諭		
指導主事	教育職員免許法第三條第一項の定め るところによる。	を
教育長	教育委員会法第四十一條第二項の定め るところによる。	に
指導主事	教育職員免許法第三條第一項の定め るところによる。	を

別表第六第二号の表市町村の部中

教育長	教育委員会法第四十一條第二項の定め るところによる。	を
指導主事	教育職員免許法第三條第一項の定め るところによる。	に

教育長	教育公務員特例法第十六条第三項の定めるところによる。
指導主事	教育公務員特例法第十六条第四項の定めるところによる。
校長	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。
教諭	教育公務員特例法第十三条第三項の定めるところによる。
養護教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。
校長	教育公務員特例法第十三条第三項の定めるところによる。
教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。
養護教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。

別表第七第一号の表中

温泉審議会	温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務
保健所運営協議会	保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第六条第一項の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務
あん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会	あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務
あん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会	あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務

温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務

保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第六条第一項の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員	あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第二条第一項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験に関する事務
地方社会保険医療審議会	社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律（昭和二十五年法律第四十七号）第十三条第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者に対する適切な保険診療の指導に関する事項の審議及び報告に関する事務
地方社会保険医療協議会	社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第十三条第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者に対する適切な保険診療の指導に関する事項の審議及び報告に関する事務
補償審査会	特別都市計画法第十八条第二項の規定による特別都市計画に関する補償金の決定に関する事務
別表第七第二号の表中 市町村長	民生委員 推薦会 民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務
市町村長 保健所を設置する市の市長	民生委員 推薦会 民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務 保健所法第六条第一項の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務
主務大臣の指定する市の市長 補償審査会	特別都市計画法第十八条第二項の規定による特別都市計画に関する補償金の決定に関する事務

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（法律の廃止）

2 五大都市行政監督に関する法律（大正十一年法律第一号）は、廃止する。

3 この法律の施行の際現に開会中の地方公共団体の議会又は改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第百一条第二項の規定により招集の告示がされている議会については、地方公共団体の議会に関する改正後の地方自治法（以下「新法」という。）の規定にかかわらず、その会期中に限り、なお、従前の例による。

4 この法律の施行の際現に地方公共団体の議会の議員、教育委員会の委員、選挙管理委員、人事委員会の委員、公安委員会の委員、地方労働委員会の委員、取用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者については、新法第九十二条の二及び第百八十条の五第七項の規定（これらの規定を適用し、又は準用する場合を含む。）にかかわらず、この法律の施行後六月間（この法律の施行の際現に締結されている請負契約でこ

れらの規定に該当することとなるものの履行がこの法律の施行後六月以上わたる場合に及つては、当該請負契約が履行されるまでの間）に限り、なお、従前の例による。

5 この法律の施行の際現に新法第百五十八条第一項の規定による局部の数をこえて置いている都道府県の局部（至その他これに準ずる組織を含む。以下同じ。）をこの法律の施行後も引き続き存置しようとするときは、都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して三月以内にその存置について内閣総理大臣に協議しなければならない。

6 前項に規定する期間内に同項の協議がとれないときは、都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して六月以内に当該都道府県の局部の数を減少する措置を講じなければならない。

7 この法律の施行の際現に普通地方公共団体が設けている新法第百三十八条の五第一項に規定する行政機関で、その設置について法律若しくは条例に基かないもの又はその位置、名称及び所管区域について規則その他の規程で定めているものについては、この法律の施行の日から起算して六月以内に、新法第百三十八条の五の規定に基く措置を講じなければならない。

8 この法律の施行の際現に旧法第百五十五条の規定により普通地方

公共団体の長が設けている支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域に関する条例は、新法第百三十八条の五第二項の規定に基いて制定されたものとみなす。

9 この法律の施行の際現に在職する監査委員の任期は、新法第百九十七条第一項の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとし、これらの者については、新法第百九十八条の二の規定は、適用しない。

10 この法律の施行後新法第二百四十三条第一項ただし書の規定による条例が制定施行されるまでの間は、同条同項に規定する契約の方法については、なお、従前の例による。

11 この法律の施行の際現に指定都市のある都道府県又は当該都道府県知事若しくは当該都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で、新法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市の区域内についてもつばら指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関に引き継がなければならない。

12 前項に規定する事務に従事している都道府県の職員で政令で定める基準によりもつばら指定都市の区域内に係る同項の事務に従事しているものと認められるものは、同項の規定による事務の引継ぎとともに、都道府県において正式任用されている者にあつては、引き続き指定都市の相当の職員に正式任用され、都道府県において条件附採用期間中であつた者にあつては、引き続き条件附で指定都市の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の指定都市における条件附採用の期間には、その者の都道府県における条件附採用の期間を通算するものとする。

13 前項の規定により指定都市の職員となる者が受けるべき給料の額が、指定都市の職員となる際その者が従前都道府県において受けていた給料の額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、指定都市は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

14 附則第十二項の規定により指定都市の職員となるものは、政令で定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができる。この場合においては、指定都市は、都道府県の退職手当を受けな

い者について、その者が都道府県の職員として在職した期間を当該指定都市の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

15 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用又は準用を受ける者が附則第十二項の規定により指定都市の職員となつた場合においては、その職員が新法第二百五十二条の十九第一項各号に掲げる事務に従事する間に限り、これに恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定を準用する。この場合においては、同条第三項中、俸給を給する都道府県」とあるのは「俸給を給する地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」と、「国庫」とあるのは「国庫又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、「歳入徴収官」とあるのは「歳入徴収官又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県の出納長」と読み替へるものとする。

16 前項の規定に該当する場合を除くほか、都道府県の職員が附則第十二項の規定により引き続き指定都市の職員となつた場合（その者が引き続き都道府県の職員となり、更に引き続き指定都市の職員となつた場合を含む。）におけ

るその者の退職年金又は退職一時金の支給に關するその者の在職期間については、都道府県及び指定都市は、相互にその者の在職期間を通算する措置を講ずるものとする。

17 前六項に規定するもののほか、新法第二百五十二條の十九第一項に掲げる事務の指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員、その他の機関への引継に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

18 この法律の施行の際現に旧法の規定により提起されている地方公共団体又はその機関の行為に係る争訟については、なお、従前の例による。

19 (政令への委任)
前各項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律

(伝染病予防法の一部改正)

第一条 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の次に次の一條を加える。

第二十八條ノ二 此ノ法律ニ別段ノ定アルモノノ外此ノ法律中都道府県ノ処理スベキ事務又ハ都道府県知事若ハ都道府県ノ吏員

ノ権限ニ屬スル事務ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十五條ノ二ノ第一項ノ指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)ニ在リテハ政令ノ定ムルトコロニ依リ指定都市之ヲ處理シ又ハ指定都市ノ長若ハ吏員之ヲ施行スルモノトス此ノ場合ニ於テ此ノ法律中「都道府県又ハ都道府県知事若ハ都道府県ノ吏員ニ屬スル規定ハ指定都市又ハ指定都市ノ長若ハ吏員ニ屬スル規定トシテ指定都市又ハ指定都市ノ長若ハ吏員ニ適用アルモノトス

(寄生虫病予防法の一部改正)
第二条 寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の一條を加える。

第七條ノ二 本法ニ別段ノ定アルモノノ外本法中「都道府県ノ處理スベキ事務又ハ都道府県知事ノ権限ニ屬スル事務ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ外」ハ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十五條ノ二ノ第一項ノ指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)ニ在リテハ政令ノ定ムル所ニ依リ指定都市之ヲ處理シ又ハ指定都市ノ長之ヲ行フモノトス此ノ場合ニ於テハ本法中「都道府県又ハ都道府県知事ニ屬スル規定ハ指定都市又ハ指定都市ノ長ニ屬スル規定トシテ指定都市又ハ指定都市ノ長ニ適用アルモノトス

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十九條の四を第五十九條の五とし、第五十九條の三の次に次の一條を加える。

第五十九條の四 この法律中「都道府県が處理すること」とされてい

る事務又は都道府県知事その他の権限に屬するものとされてい

る事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十五條ノ二ノ第一項ノ指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)において、

政令の定めるところにより、指定都市が處理し、又は指定都市の長が行ふものとする。この場合においては、この法律中「都道府県又は都道府県知事ニ關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正)
第五条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十九條の次に次の一章を加える。

第三章の二 雜則

第十九條の二 第十八條及び前條(第十九條の規定により許可を取り消す場合を除く。)中「都道府県知事」とあるのは、保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一條の規定に基き政令で定める市にあつては、「市長」と読み替

えるものとする。

第十九條の三 前條に規定するものの外、この法律中「都道府県知事」の権限に屬するものとされてい

る事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十五條ノ二ノ第一項ノ指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)において、

政令の定めるところにより、指定都市が處理し、又は指定都市の長が行ふものとする。この場合においては、この法律中「都道府県又は都道府県知事ニ關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(興行場法の一部改正)
第七條 興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の一條を加える。

第七條ノ二 この法律に別段の定があるものの外、この法律中「都道府県が處理すること」とされてい

る事務又は都道府県知事の権限に屬するものとされてい

る事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十五條ノ二ノ第一項ノ指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)において、

政令の定めるところにより、指定都市が處理し、又は指定都市の長が行ふものとする。この場合においては、この法律中「都道府県又は都道府県知事ニ關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(食品衛生法の一部改正)
第四条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八章中第二十九條の二の次に次の一條を加える。

第二十九條の三 前條本文に規定するものの外、この法律中「都道府県が處理すること」とされてい

る事務又は都道府県知事の権限に屬するものとされてい

る事務又は都道府県知事の権限に屬するものとされてい

る事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十五條ノ二ノ第一項ノ指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)において、

政令の定めるところにより、指定都市が處理し、又は指定都市の長が行ふものとする。この場合においては、この法律中「都道府県又は都道府県知事ニ關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正)
第五条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十九條の次に次の一章を加える。

第三章の二 雜則

第十九條の二 第十八條及び前條(第十九條の規定により許可を取り消す場合を除く。)中「都道府県知事」とあるのは、保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一條の規定に基き政令で定める市にあつては、「市長」と読み替

えるものとする。

第十九條の三 前條に規定するものの外、この法律中「都道府県知事」の権限に屬するものとされてい

る事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十五條ノ二ノ第一項ノ指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)において、

政令の定めるところにより、指定都市が處理し、又は指定都市の長が行ふものとする。この場合においては、この法律中「都道府県又は都道府県知事ニ關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(興行場法の一部改正)
第七條 興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の一條を加える。

第七條ノ二 この法律に別段の定があるものの外、この法律中「都道府県が處理すること」とされてい

る事務又は都道府県知事の権限に屬するものとされてい

る事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十五條ノ二ノ第一項ノ指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)において、

政令の定めるところにより、指定都市が處理し、又は指定都市の長が行ふものとする。この場合においては、この法律中「都道府県又は都道府県知事ニ關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(食品衛生法の一部改正)
第四条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八章中第二十九條の二の次に次の一條を加える。

第二十九條の三 前條本文に規定するものの外、この法律中「都道府県が處理すること」とされてい

る事務又は都道府県知事の権限に屬するものとされてい

る事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十五條ノ二ノ第一項ノ指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)において、

政令の定めるところにより、指定都市が處理し、又は指定都市の長が行ふものとする。この場合においては、この法律中「都道府県又は都道府県知事ニ關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正)
第五条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十九條の次に次の一章を加える。

第三章の二 雜則

第十九條の二 第十八條及び前條(第十九條の規定により許可を取り消す場合を除く。)中「都道府県知事」とあるのは、保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一條の規定に基き政令で定める市にあつては、「市長」と読み替

えるものとする。

第十九條の三 前條に規定するものの外、この法律中「都道府県知事」の権限に屬するものとされてい

る事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十五條ノ二ノ第一項ノ指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)において、

政令の定めるところにより、指定都市が處理し、又は指定都市の長が行ふものとする。この場合においては、この法律中「都道府県又は都道府県知事ニ關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(興行場法の一部改正)
第七條 興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の一條を加える。

第七條ノ二 この法律に別段の定があるものの外、この法律中「都道府県が處理すること」とされてい

る事務又は都道府県知事の権限に屬するものとされてい

る事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十五條ノ二ノ第一項ノ指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)において、

政令の定めるところにより、指定都市が處理し、又は指定都市の長が行ふものとする。この場合においては、この法律中「都道府県又は都道府県知事ニ關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(食品衛生法の一部改正)
第四条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八章中第二十九條の二の次に次の一條を加える。

第二十九條の三 前條本文に規定するものの外、この法律中「都道府県が處理すること」とされてい

いる事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。

（公衆浴場法の一部改正）

第九條 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の一条を加える。

第七條の二 この法律に別段の定めがあるものの外、この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。

この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として適用があるものとする。

（旅館業法の一部改正）

第八條 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の一条を加える。

第九條の二 この法律に別段の定めがあるものの外、この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。

この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として適用があるものとする。

（教育委員会法の一部改正）

第十條 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

本則中第六十八條の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第六十八條の二 第五十條の規定に基づき、都道府県教育委員会のみが行うこととされている事務のうち、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置

する小学校、中学校その他の学校に係る第五十條第五号の事務で政令で定めるものは、指定都市においては、政令で定めるところにより、当該指定都市の教育委員会が行うものとする。

（民生委員法の一部改正）

第十一條 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。

この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として適用があるものとする。

務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。

この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として適用があるものとする。

（屋外広告物法の一部改正）

第十二條 屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第八條の二 この法律中都道府県が処理することとされている事

務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。

この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として適用があるものとする。

（漁業法の一部改正）

第十三條 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二條第一項第二号中「第九十九條又は第三百三條第二項若しくは第四項」を「第九十九條、第三百三條第二項若しくは第四項又は第四百四條」に改める。

第九十四條中「及び第四百四條」を削る。

第三百三十七條中「第五百五十五條第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十四條 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第九條の二第四項中「第五百五十五條第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第十五條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四百四條（請負等をやめない場合の長の当選人の失格）」を「第四百四條（請負等をやめない場合の地方公共団体の議会の議員、長又は教育委員会の委員の当選人の失格）」に改める。

第十五條第五項、第三十三條第八項第二号及び第三十四條第六項第三号中「第五百五十五條第二項（区を設ける指定市）」を「第二百五十

第四十三條の二の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第四十三條の三 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行うものとする。

この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県機関若しくは職員に關する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に關する規定として適用があるものとする。

（公職選挙法の一部改正）

第十五條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四百四條（請負等をやめない場合の長の当選人の失格）」を「第四百四條（請負等をやめない場合の地方公共団体の議会の議員、長又は教育委員会の委員の当選人の失格）」に改める。

第十五條第五項、第三十三條第八項第二号及び第三十四條第六項第三号中「第五百五十五條第二項（区を設ける指定市）」を「第二百五十

二条の十九第一項(指定都市)に改める。

第九十七条第一項中「長の当選人を」地方公共団体の議会の議員又は長若しくは教育委員会の委員の当選人」に改める。

第九十二条の見出し中「長の当選人」を「地方公共団体の議会の議員、長又は教育委員会の委員の当選人」に改め、同条中「地方公共団体の長を」地方公共団体の議会の議員又は長若しくは教育委員会の委員の当選人」に、「第百四十二条(長が請負人等となることの禁止)」を「第九十二条の二(議員が請負人等となることの禁止)」又は「第百四十二条(長が請負人等となることの禁止)」若しくは「第百八十条の五第七項(委員会の委員が請負人等となることの禁止)」に改める。

第九十九条第三号中「長の当選人」を「地方公共団体の議会の議員又は長若しくは教育委員会の委員の当選人」に改める。

第百四十一条第一項第一号、第百四十二条第一項第六号、第百四十四条第一項第三号、第百六十九条の二第一項及び第百六十九号中「第百五十五条第二項(区を設ける指定市)」を「第百五十二条の十九第一項(指定都市)」に改める。

第十六条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の次に次の一条を加える。

府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(建築基準法の一部改正)

第十七条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十七条」を「第九十七条の二」に改める。

第二条第二十一号に次のただし書を加える。

但し、第九十七条の二第一項の指定都市の区域については、同条第三項の規定により指定都市の長が行うこととなる事務に關する限り、当該指定都市の長をもつて特定行政庁とみなし、指定都市の長が行わないこととされる事務については、都道府県知事を特定行政庁とみなす。

第十六条中「建築主事を置く市町村の長の下に」(第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く同条同項の指定都市の長を含む。)を加える。

第九十章中第九十七条の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第九十七号の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、第四十一条の規定による外、指定都市の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。

この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、指定都市が置く建築主事に適用があるものとする。

2 前項の規定は、指定都市に置かれる建築主事の権限に属しない指定都市の区域における事務をつかさどらせるために、都道府県が都道府県知事の指揮監督の下に建築主事を置くことを妨げるものではない。

3 この法律中都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事たる特定行政庁に關する規定は、指定都市の長に關する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二中「第百五十五条第一項」を「第百五十五条に、同条第二項」を「同法第二百五十二条の二十第一項」に改める。

第三百三十七号、第三百三十八号、第三百三十九号の三第一項、第四百三十八号、第四百三十九号、第五百三十五号、第五百三十八号、第五百三十九号、第五百四十八号、第五百四十九号、第五百五十八号、第五百五十九号、第六百四十三号及び第七百三十七号中「第百五十五条第二項」を「第百五十二条の十九第一項」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第十九条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項、第十九条及び第二十号中「第百五十五条第二項の市」を「第百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

附則第七項中「第百五十五条第一項」を「第百五十五条」に改める。

別表中「第百五十五条第二項の市」を「第百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第二十条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一号中「第百四十四条の規定を除く。」を削る。

第三十五号中「第百五十五条第二項(区を設ける市)の市」を「第百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第二十一条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八号」を「第六十九号」に改める。

本則中第六十八号の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第六十九号 前条に規定するものの外、この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(土地収用法の一部改正)

第二十二号 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第百四十条第一項中「第百五十五条第二項の規定による市」を「第百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(道路法の一部改正)

第二十三号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十七号

昭和三十二年六月二十一日

【参議院】

地方行政委員会會議録第十二号

第七條第三項中「第百五十五條第二項に規定する市」を「第百五十二條の十九第一項の市」に改める。

(農地法の一部改正)

第二十四條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第九十一條中「第百五十五條第二項(区を設ける市)の市」を「第百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

(自治庁設置法の一部改正)

第二十五條 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号中「イからトを「イからチ」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 地方公共団体に関する訴訟の裁決を行うこと。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正)

第二十六條 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)の一部を次のように改正する。

本則中第十七條の次に次の一條を加える。

(大都市の特例)

第十八條 この法律中道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」といふ)において、指定都市の長に適用があるものとする。

昭和三十年六月二十五日印刷

昭和三十年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

として指定都市の長に適用があるものとする。

(警察法の一部改正)

第二十九條 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項中「第百五十五條第二項」を「第百五十二條の十九第一項」に改める。

(健康保険法及び船員保険法の一部改正)

第三十條 次に掲げる法律の規定中「第百五十五條第二項ノ市」を「第百五十二條の十九第一項ノ指定都市」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一條ノ第二項

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十二條ノ第二項

(図書館法及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正)

第三十一條 次に掲げる法律の規定中「第百五十五條第二項の市」を「第百五十二條の十九第一項の市」に改める。

一 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十三條第三項

二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第六條第一項第一号

(最高裁判所裁判官国民審査法等の一部改正)

第三十二條 次に掲げる法律の規定中「第百五十五條第二項の市」を「第百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

一 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)第五十四條

二 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第五條第一項及び第百七條第一項

三 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四條

四 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第十一條

五 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)第四十七條

六 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百二十五條

七 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)第二條第二項

八 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百條第一項

九 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七條第一項及び第三十六條第二項

十 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第三十三條第一項

十一 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)第二十六條

十二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第百九十九條

十三 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第四十六條第七項

八 年法律第九十七号)第百四條

十六 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十四條第三項

十七 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十一條第一項

十八 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第八十六條第五項

十九 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第十條

附則 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第号)の施行の日から施行する。